

麻績村公共施設等総合管理計画

平成29年3月 策定

(令和4年3月 改訂)



麻 績 村

麻績村公共施設等総合管理計画：目次

第1章 公共施設等総合管理計画について	
1 背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 施設の対象範囲	2
第2章 麻績村について	
1 概況	3
2 沿革	3
第3章 本村を取り巻く社会的状況	
1 人口の動向及び将来の見通し	4
(1) 人口・世帯数の推移	4
(2) 年齢階層別人口	5
(3) 将来人口	7
2 財政状況	9
(1) 歳入の状況	9
(2) 歳出の状況	10
(3) 歳出決算額の性質別内訳	11
(4) 投資的経費と地方債残高	12
(5) 有形固定資産減価償却率	12
3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察	13
第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し	
1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状	14
(1) 公共建築物の保有状況	14
(2) 築年別整備状況	15
(3) 耐震化実施状況	16
2 インフラ施設の状況	17
(1) インフラ施設の現状	17
3 過去に行った対策の概要	18
(1) 施設数の縮減	18
(2) 各種計画の策定	18
4 将来の更新費用の推計	19
(1) 長寿命化計画策定による効果額の算出方法	19
(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計	20
(3) 中長期的な経費の見込み	21
第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
1 計画期間	22
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	23
3 現状や課題に関する基本認識	24
4 公共施設等の管理の数値目標	24
(1) 公共建築物保有量の縮減目標	24
(2) インフラ施設	25
5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	26
(1) 点検・診断等の実施方針	26
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	26
(3) 安全確保の実施方針	26
(4) 耐震化の実施方針	27
(5) 長寿命化の実施方針	27
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	27
(7) 統合や廃止の推進方針	28
(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	28
6 フォローアップの実施方針	28
第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	
1 主な施設類型ごとの方向性	30
(1) 文化系施設	30
(2) 社会教育系施設	31
(3) スポーツ・レクリエーション系施設	32
(4) 産業系施設	33
(5) 学校教育系施設、子育て支援施設	34
(6) 保健・福祉施設	35
(7) 行政系施設	36
(8) 村営住宅	37
(9) その他（供給処理施設含む）	38
(10) インフラ施設	39

第1章 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的

麻績村では、昭和50年代から平成初期の期間にかけて住民ニーズなどに応じて、公民館や村営住宅などの「公共建築物」や道路や上下水道などの「インフラ施設」といった多くの公共施設等を整備してきました。

これらの公共施設等の多くが近い将来一斉に改修・更新の時期を迎え、多額の更新費用が必要になると見込まれています。一方、財政面では、今後人口減少による村税収入の伸び悩み、少子高齢化社会の進展に伴う、社会保障関係の扶助費等の義務的経費の増加などにより、財政状況が悪化することが予測されます。

こういった社会情勢の中で、全ての施設を維持・更新することは困難な状況にあり、住民が満足する行政サービスを提供するためには、より効果的かつ効率的な公共施設等の活用と、最適な規模での維持・更新を行うことが必要となります。

このため、本村では、公共施設等の適切な規模とあり方を検討しつつ、公共施設等のマネジメントを徹底することにより、施設の機能を維持し、可能な限り次世代に負担を残さない最適な配置を実現するため、麻績村公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を平成29年3月に策定しました。

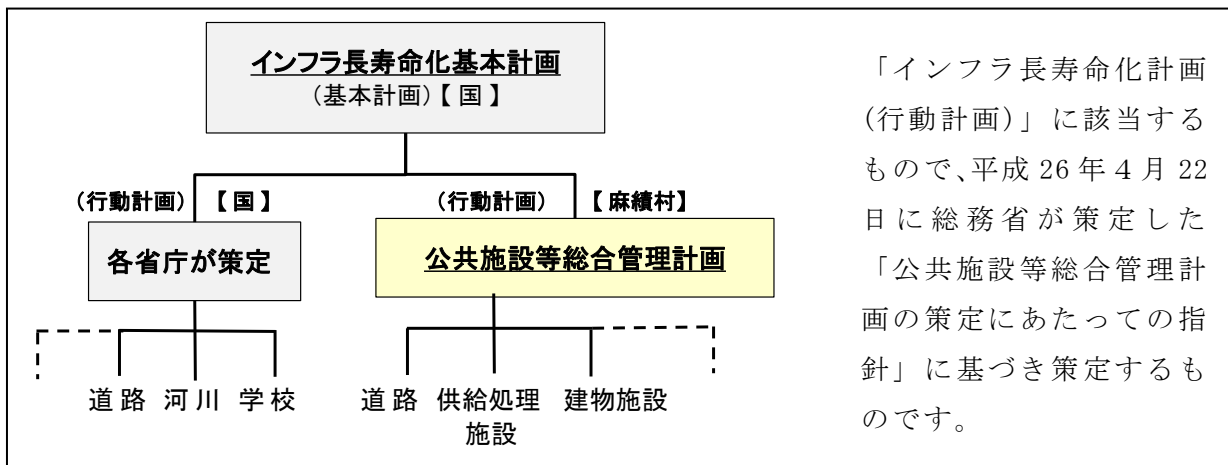
今回の改訂は国から示された改訂指針に基づくもののほか、平成31年3月に策定した個別施設計画を踏まえ、改定を行うものです。

2 計画の位置付け

本計画は、既存の公共施設等について、長期的・経営的な視点をもって、総合的・計画的にマネジメントしていくための基本的な方針を示すものです。

本計画を実施するにあたっては、この基本方針に基づいて、各種関連する計画との整合性を図りながら、取組みを進めていくこととします。

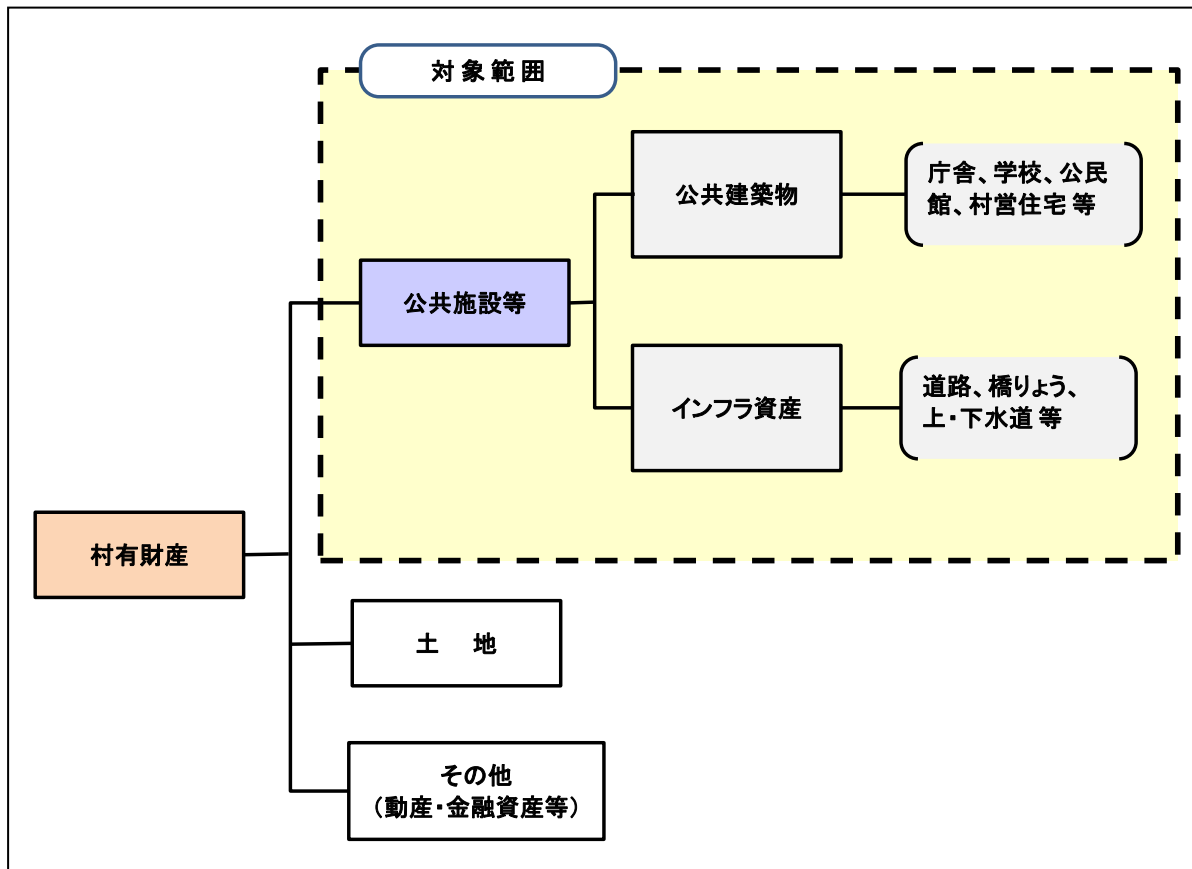
◆図表 1-1 本計画の位置付け



3 施設の対象範囲

本計画で取り扱う対象施設は、本村が所有する学校・村営住宅・庁舎等の建築物系施設や道路、橋りょう、上・下水道等のインフラ施設を対象とします。

◆ 図表 1-2 対象範囲の略図

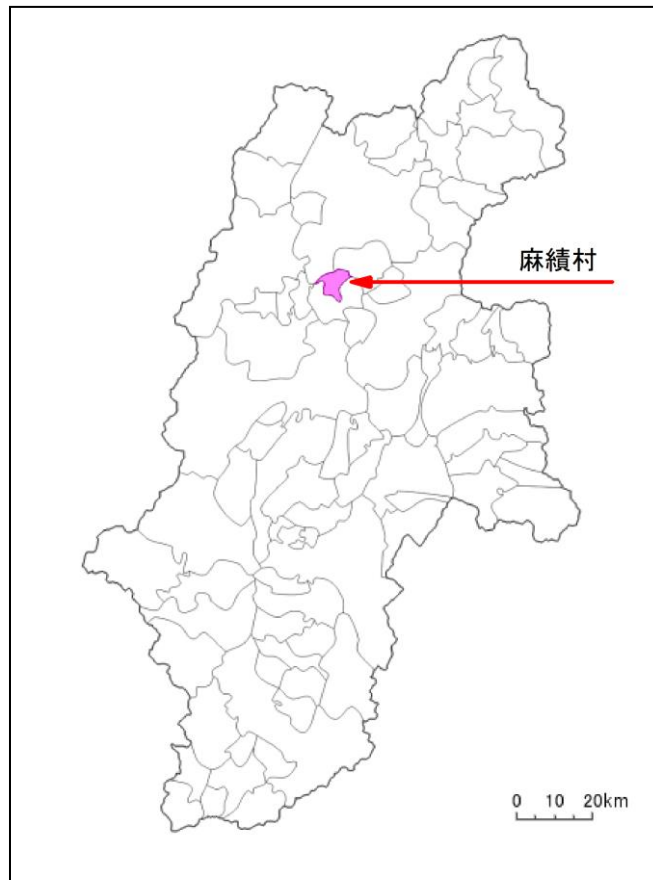


第2章 麻績村について

1 概況

本村は、長野県の中央に位置する筑摩山地の北寄り、東筑摩郡の北端にある高原の村です。東西 9.42km、南北 7.94km の三角形をなし、総面積は 34.38 km²、うち約 70% が山林・原野です。北端の聖高原、南端の四阿屋山、東端の一本松峠等はいずれも 1,000m を超す山岳地帯であり、これらを集水域とする一級河川麻績川が名勝差切峡・山清路に向かって西流しています。

気候は典型的な内陸性気候で、四季の変化に富んでいます。気温の日較差や年較差が大きいことが特徴です。年間平均雨量は 1,100mm と少なく、空気は乾燥しています。



2 沿革

「麻績」の地名は平安朝初期の文献及び伊勢神宮の記録から推定して、1,000 年以上前から用いられてきたようです。麻績村は古くから善光寺街道の宿場として、西国から善光寺へ参拝する人々の通り道であり、鉄道（篠ノ井線）が開通するまでは、多くの旅人宿で賑わっていました。明治 8 年（1875 年）に麻績村と日向村が発足し、昭和 31 年（1956 年）に両村が合併して麻績村が発足しました。

第3章 本村を取り巻く社会的状況

1 人口の動向及び将来の見通し

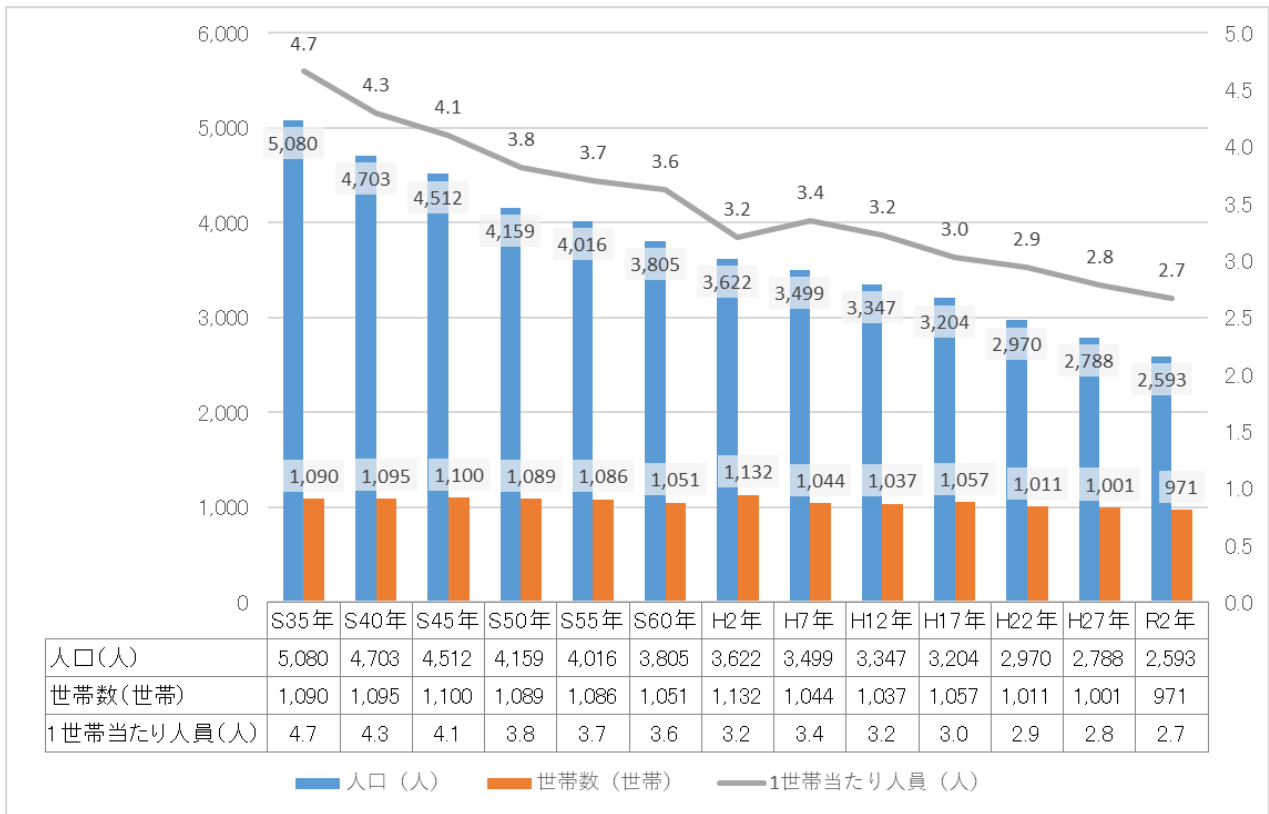
(1) 人口・世帯数の推移

国勢調査による本村の人口・世帯数の推移をみると、昭和35年の人口5,080人に対し、令和2年は2,593人となり60年間で2,487人、率にして48.9%減少しています。

世帯数は、昭和35年の1,090世帯に対し、令和2年は971世帯となり、年度により多少の増減はあるものの緩やかに減少し続けています。

また、1世帯あたりの人員は、昭和35年の4.7人から年々減少し、令和2年には2.7人となっており、夫婦のみ世帯や単身世帯の割合が高まっています。

◆図表 3-1 人口・世帯数の推移



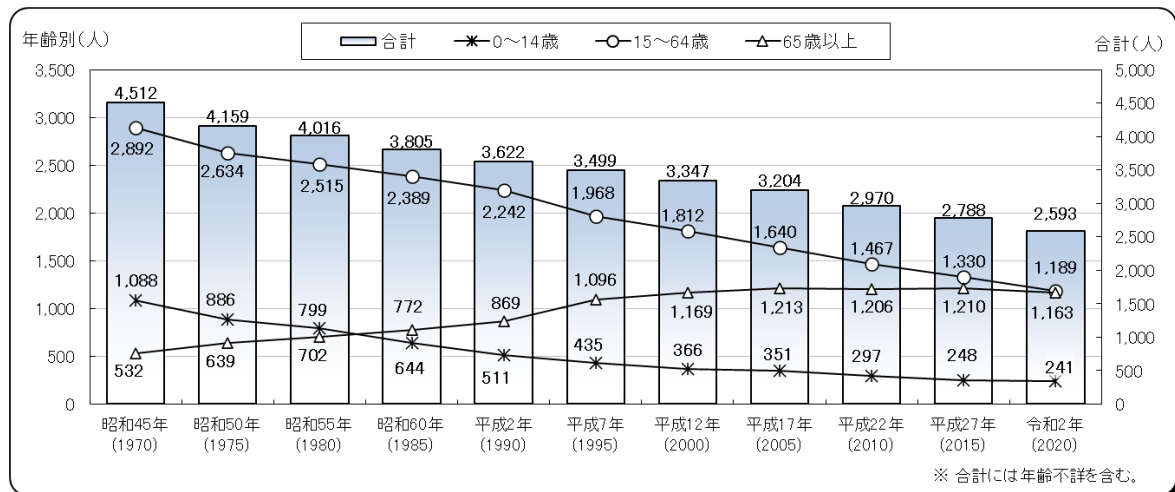
(2) 年齢階層別人口

平成7年から令和2年にかけての年齢階層別人口の推移をみると、年少人口(0～14歳)は一貫して減少し、平成7年からの25年間で194人(44.6%)減少しています。それに対し、老年人口(65歳以上)は67人(6.1%)増加しており、その較差は調査年毎に広がっています。生産年齢人口(15～64歳)も25年間で779人(39.6%)減少しています。

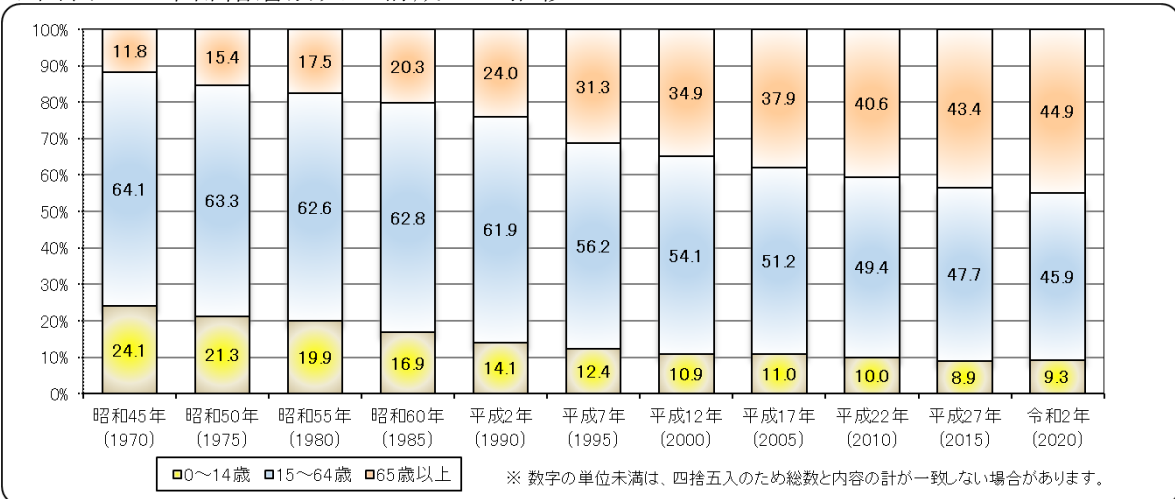
令和2年の年齢階層別の人口構成比は、年少人口が9.3%、生産年齢人口が45.9%、老年人口が44.9%となっており、老年人口比は全国平均(25.7%)や長野県平均(32.2%)を大きく上回り、平成2年から老年人口が21%を越えた「超高齢社会」となっています。

年齢構成指数(図表3-5)では、平成7年から令和2年までの25年間で年少人口指数は1.8%の減少、老年人口指数は42.1%の増加となっています。老年化指数については平成7年の252.0%に対し、令和2年には230.6%増加の482.6%と高い値を示しています。

◆ 図表 3-2 年齢階層別人口の推移

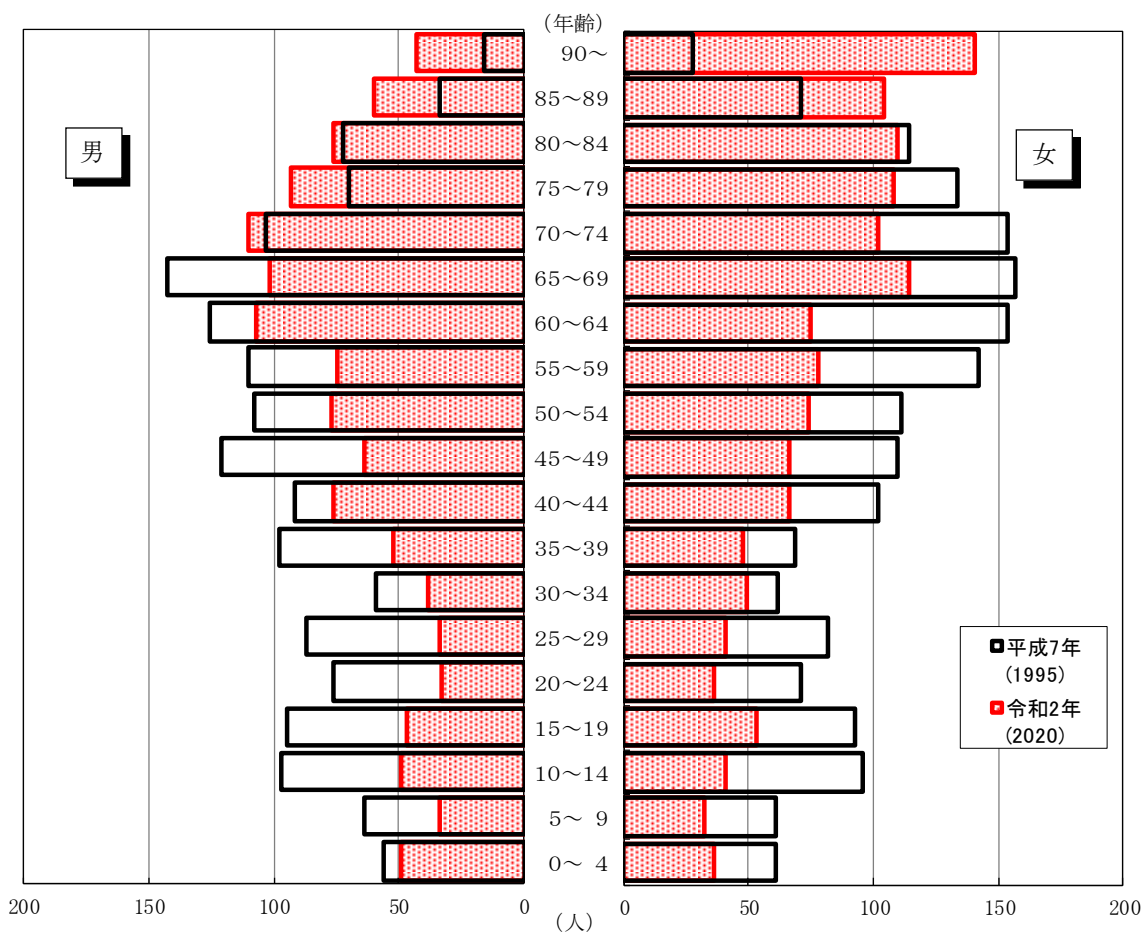


◆ 図表 3-3 年齢階層別人口構成比の推移



注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

◆図表3-4 年齢・性別人口（国勢調査）



◆図表3-5 年齢構成指数の推移 (単位:%)

	年少人口	老年人口	従属人口	老年化
	指数	指数	指数	指数
平成7年 (1995)	22.1	55.7	77.8	252.0
平成12年 (2000)	20.2	64.5	84.7	319.4
平成17年 (2005)	21.4	74.0	95.4	345.6
平成22年 (2010)	20.2	82.2	102.5	406.1
平成27年 (2015)	18.6	91.0	109.6	487.9
令和2年 (2020)	20.3	97.8	118.1	482.6

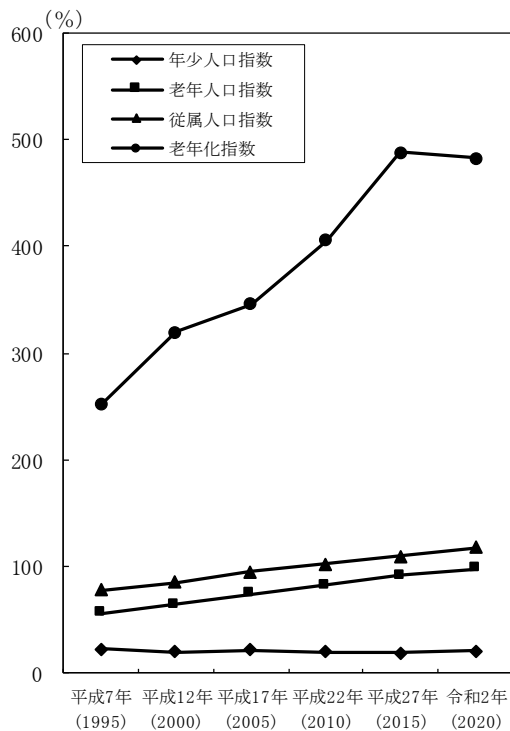
年少人口指数=年少人口/生産年齢人口×100

老年人口指数=老年人口/生産年齢人口×100

従属人口指数=(年少人口+老年人口)/生産年齢人口×100

老年化指数=老年人口/年少人口×100

◆図表3-6 年齢構成指数の推移 (%)



(3) 将来人口

「麻績村人口ビジョン」の推計(社人研推計(パターン1))による、本村の24年後の令和22年の総人口は1,774人で、平成22年に対し1,196人(40.3%)減少することが予想されています。

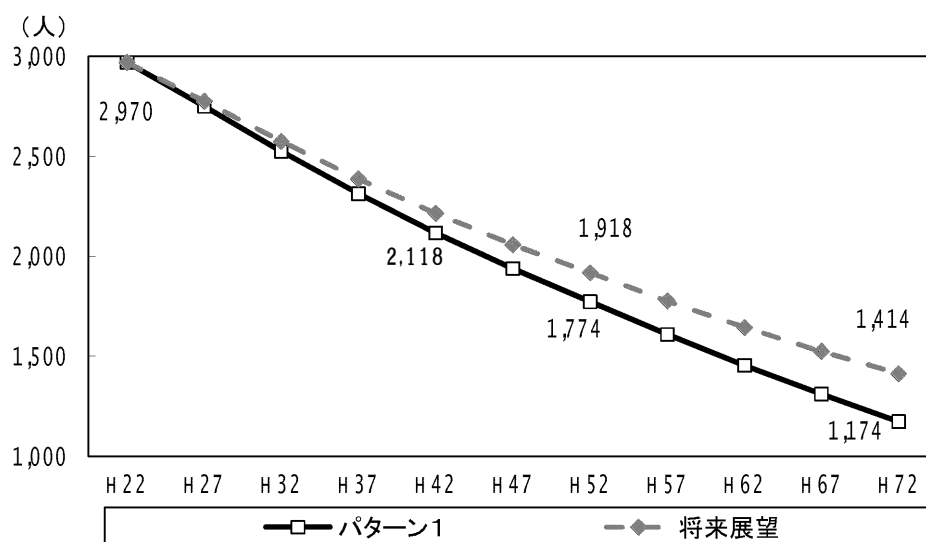
年齢階層別の人口と構成比は、年少人口(0~14歳)115人(6.5%)、生産年齢人口(15~64歳)751人(42.3%)、老年人口(65歳以上)908人(51.2%)となっています。各区分とも下降傾向にあり年少人口は182人(61.3%)、生産年齢人口は716人(48.8%)、老年人口は298人(24.7%)減少することが見込まれています。

また、老年人口と生産年齢人口の比率は、令和22年には1:0.8で1人の高齢者を0.8人で支えることになると予測されます。

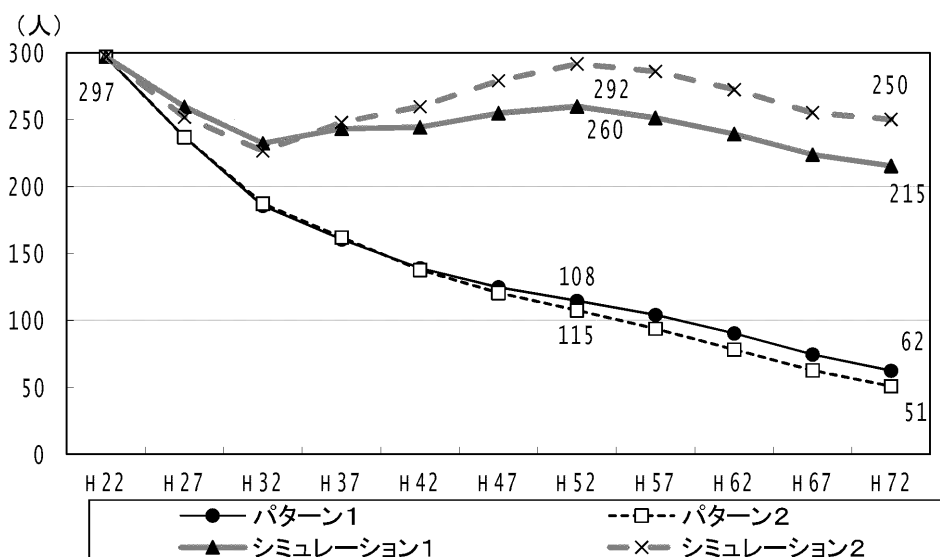
なお、同年の将来展望人口は、1,918人と設定しています。

◆ 図表 3-7 社人研推計(パターン1)と麻績村の将来展望人口の比較

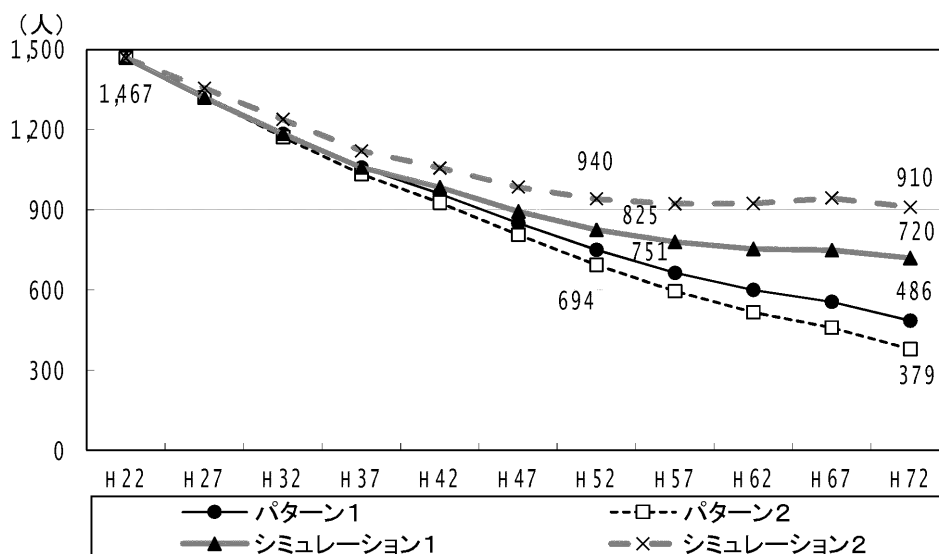
(麻績村人口ビジョン)



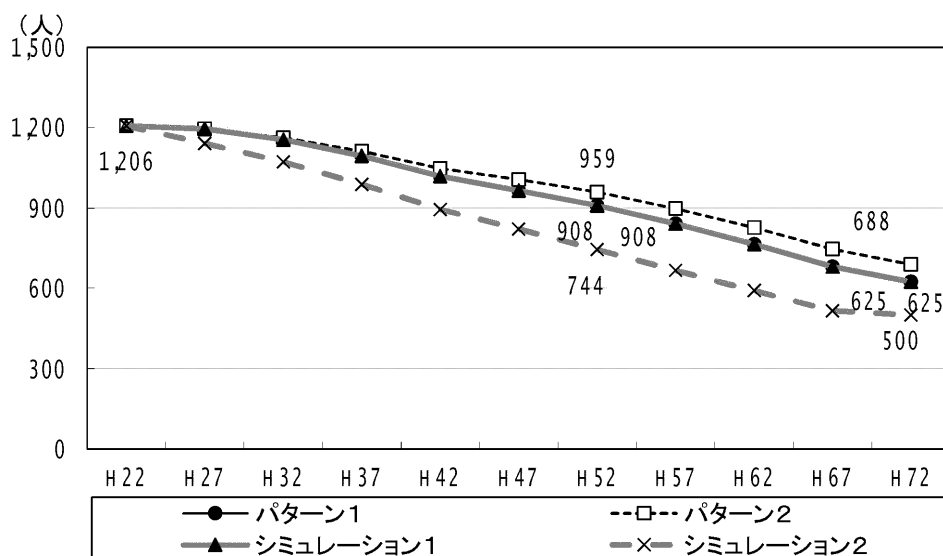
◆ 図表 3-8 年少人口の推計(麻績村人口ビジョン)



◆図表 3-9 生産年齢人口の推計（麻績村人口ビジョン）



◆図表 3-10 老年人口の推計（麻績村人口ビジョン）



※パターン1：国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。)による推計

主に平成17年～22年の人口の動向を勘案し将来の人口を推計

※パターン2：日本創成会議による推計

社人研推計をベースに、移動に関して異なる仮定を設定。

※シミュレーション1（自然増減の影響）

パターン1（社人研推計準拠）において、合計特殊出生率が平成42年までに人口置換水準(2.1)まで上昇すると仮定。

※シミュレーション2（社会増減の影響）

シミュレーション1かつ移動（純移動率）がゼロ（均衡）で推移すると仮定。

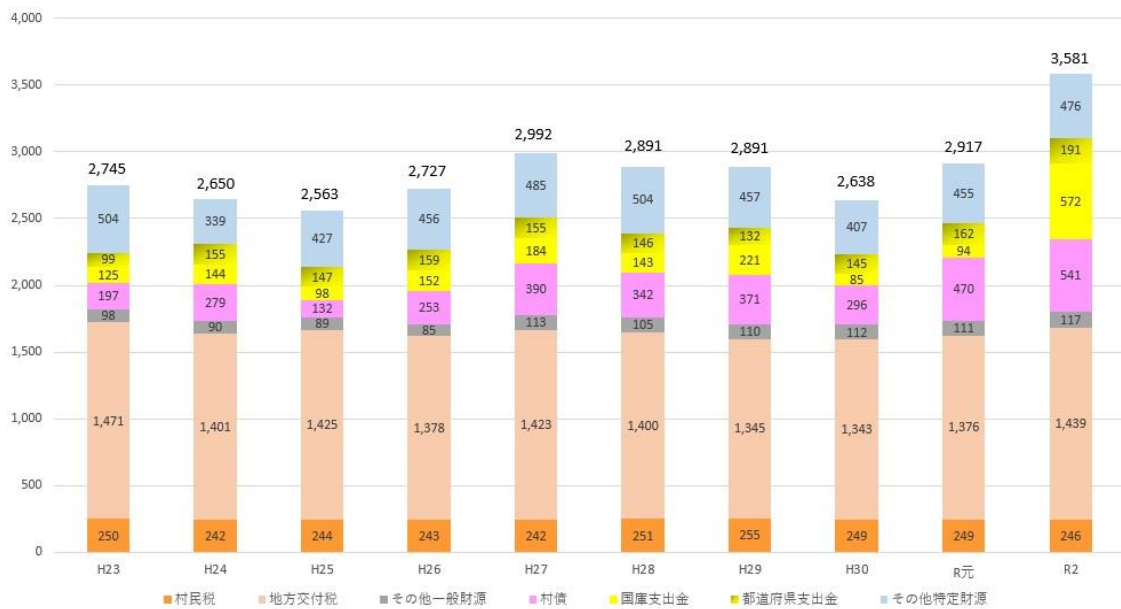
2 財政状況

(1) 歳入の状況

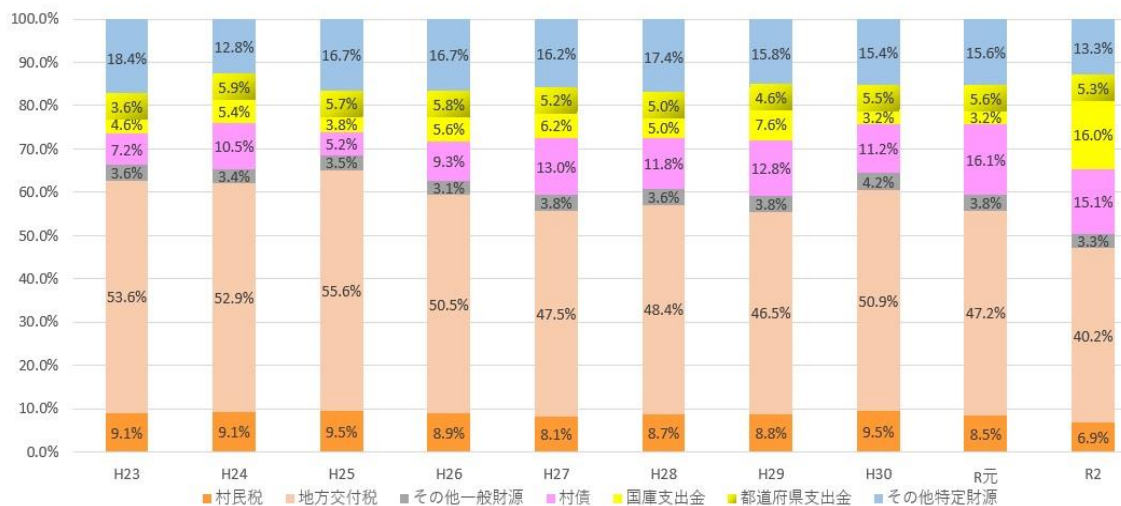
本村の歳入総額は概ね 27 億円前後で推移していますが、令和 2 年度は 35.8 億円で、前年度と比べて 22.7%増加しています。

歳入の内訳をみると、村税収入は概ね 2.5 億円前後でほぼ横ばいであり、令和 2 年度の村税収入は 2.5 億円で、歳入に占める村税の割合は 6.9%となっています。今後、超高齢社会が進む中で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれており、村税の増収は期待できない状況にあります。一方、地方交付税は、平成 23 年度以降概ね 14 億円前後であり、令和 2 年度で歳入全体の 40.2%を占めていることから、地方交付税への依存度が大きい財政体質となっています。

◆ 図表 3-11 歳入決算額の推移(普通会計)



◆ 図表 3-12 歳入決算額構成比の推移(普通会計)



注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

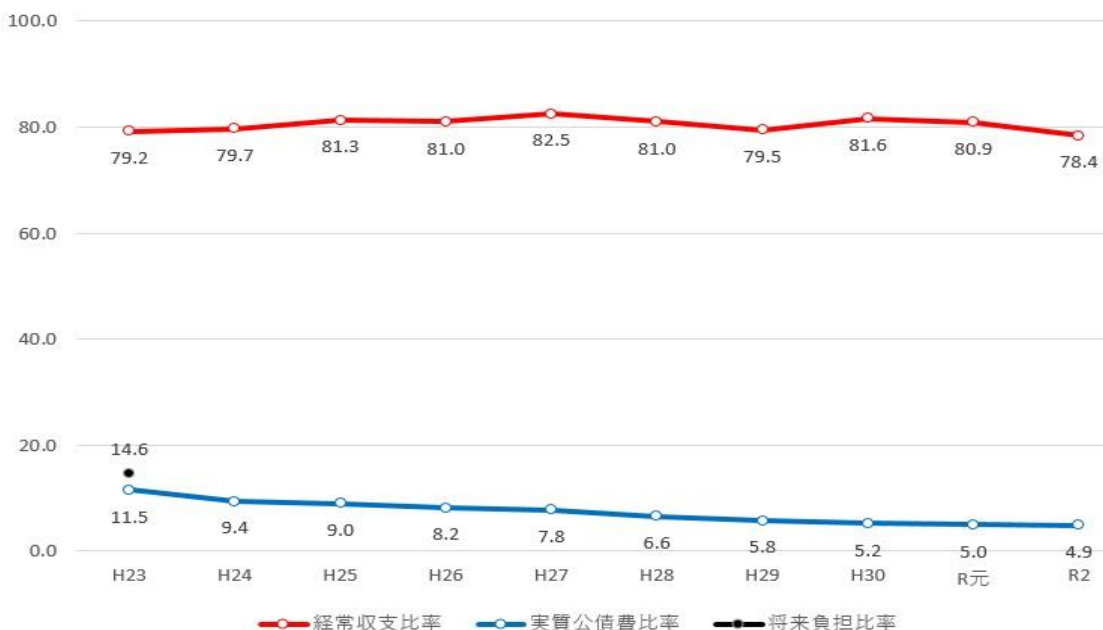
(2) 歳出の状況

歳出の内、義務的経費の人件費は横ばい、公債費は減少傾向にあるものの、社会保障関係の扶助費は増加傾向にあり、平成23年度に約1.2億円であったものが、令和2年度には約1.7億円となっており、高齢化の進展により、今後も医療費等の社会保障費の増加が見込まれます。また、投資的経費（普通建設・災害復旧事業費）は、年による変動はみられるものの、平成23年度以降約3億円～7億円前後で推移していますが、今後更新を迎える公共施設等の維持更新費用の増加に伴う財源の捻出が課題となります。

◆ 図表 3-13 歳出決算額の推移(普通会計)



◆ 図表 3-14 財政指標



注：将来負担比率は平成24年度以降ありません。

(3) 歳出決算額の性質別内訳

令和2年度の歳出総額は33.7億円であり、人件費や扶助費などの義務的経費は8.8億円、義務的経費に物件費などの経常的経費を加えた額では20.5億円となっています。また、普通建設事業費等の投資的経費は7.2億円となっています。

性質別に歳出全体に占める割合をみると、普通建設事業費等の投資的経費が一番大きく21.3%、補助費等20.2%、人件費14.1%、物件費13.9%、繰出金10.0%、積立金7.8%の順となっています。

◆ 図表 3-15 令和2年度歳出決算額の性質別内訳

・ 歳出決算額の推移

区 分	令和2年度 2020	割合
人件費	475,391	14.1%
扶助費	169,211	5.0%
公債費	238,818	7.1%
物件費	468,601	13.9%
補助費等	680,897	20.2%
維持補修費	15,236	0.5%
普通建設事業費	623,236	18.5%
災害復旧事業費	95,961	2.8%
繰出金	337,999	10.0%
積立金	263,584	7.8%
投資・出資・貸付金	1,481	0.0%
合計	3,370,415	100%

・ 性質別の歳出決算額の推移

単位：千円

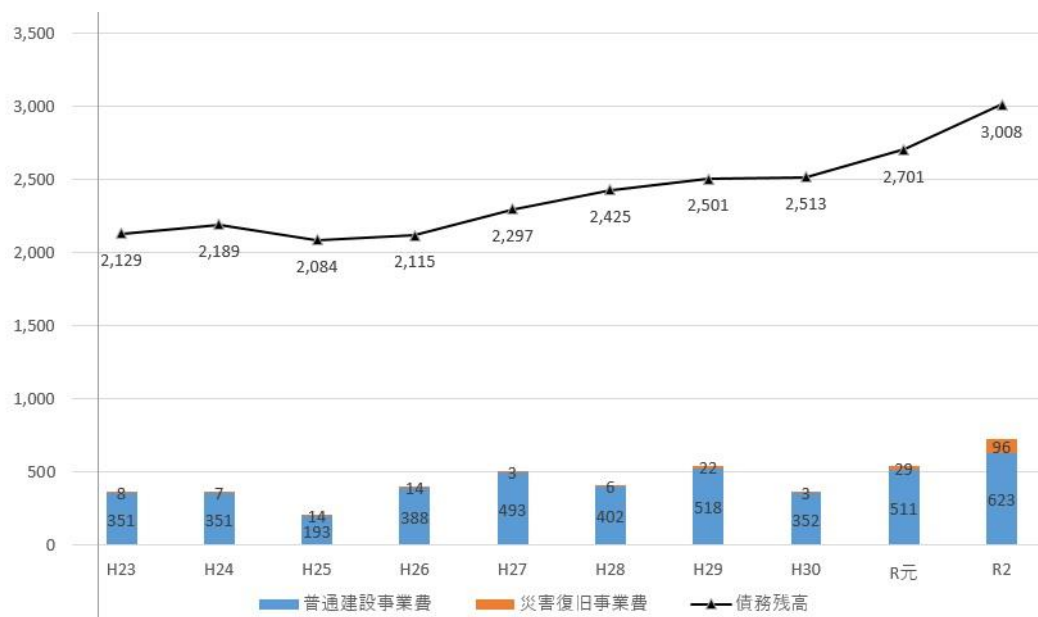
区 分	令和2年度 2020	割合
義務的経費	883,420	26.2%
経常的経費	1,164,734	34.6%
投資的経費	719,197	21.3%
その他	603,064	17.9%
合計	3,370,415	100%

(4) 投資的経費と地方債残高

投資的経費は、年によって増減があるものの、平成 23 年度から令和 2 年度にかけて、概ね約 3～7 億円の間で推移しています。令和 2 年度の投資的経費は約 7 億円で前年と比べて約 1.8 億円増加しています。

村の借金にあたる債務残高は、平成 23 年度の約 21 億円から増加傾向にあり、令和 2 年度は約 30 億円となっております。

◆ 図表 3-16 投資的経費と地方債残高の推移



(5) 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表しています。数値が 100%に近いほど保有資産が法定耐用年数に近づいていることになります。

令和元(2019)年度末時点の本村における有形固定資産減価償却率(建物)は、68.8%であり、そのうち最も高い施設(その他以外)は、96.8%の博物館等で、次いで高いのは95.8%の集会施設となっており、最も低いのが文化施設で32.9%となっています。

令和元年の有形固定資産減価償却率は、全国平均(63.4%)、長野県平均(60.9%)及び類似団体平均(62.3%)を上回っています。既に耐用年数を経過した資産のほか、まもなく耐用年数を迎える資産も多いことから、更新投資の財源確保が課題となっています。

◆ 図表_3-17 施設類型別の有形固定資産減価償却率

大分類	中分類	有形固定資産減価償却率 (%)			
		平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
市民文化系施設	集会施設	96.2	96.6	97.0	95.8
	文化施設	31.8	28.0	30.5	32.9
社会教育系施設	博物館等	96.3	96.5	96.7	96.8
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	78.4	80.4	82.3	84.2
	レクリエーション施設・観光施設	76.6	79.2	81.5	83.8
産業系施設	産業系施設	63.3	65.6	67.9	70.2
学校教育系施設	学校	88.7	89.1	89.5	90.0
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	59.2	63.8	68.4	72.9
保健・福祉施設	高齢福祉施設	46.5	49.2	52.0	54.7
	障害福祉施設	84.0	86.0	88.0	90.0
	その他社会保険施設	74.2	76.4	78.6	80.8
行政系施設	庁舎等	46.0	48.0	50.0	52.0
	消防施設	59.4	62.1	64.8	67.5
	その他行政系施設	53.3	53.6	56.0	58.4
村営住宅	村営住宅	28.2	30.9	32.5	36.2
供給処理施設	供給処理施設	39.6	42.9	46.2	49.5
その他	その他	95.8	94.7	95.4	96.1
合 計		64.2	65.1	66.8	68.8

3 人口の推移、社会情勢を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面について、今後、高齢化が確実に進行し生産年齢人口が減少していくことから、自主財源となる村税の減収は避けられないと予想されます。

また、比較的安定した歳入を確保していますが、今後大きな経済成長を見込むことが難しい現状においては、大幅な税収増は期待できない状況にあります。

一方、歳出面では、義務的経費のうち人件費についてはほぼ一定で推移し、公債費は減少傾向にあるものの、扶助費は増加しつつあり、今後は、少子高齢化に伴う社会保障費の増大が見込まれます。

以上のことから、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費に充当可能な財源の確保については、保有施設を廃止、複合化、集約化、用途変更するなど、施設の保有総量の維持・縮減に取り組み、削減した管理運営費を維持更新費の財源に充てるなど、長期的な視点で具体的に検討する必要があります。

また、国・県が実施する財政的、技術的支援の活用、村債の適正運営と有効利用、新しい課税客体の創出により、財源の確保を図るとともに、資材支給事業など村独自の施策を継続しコスト削減等を図る必要があります。

第4章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共建築物（ハコモノ施設）の現状

(1) 公共建築物の保有状況

本村の公共建築物の保有状況は以下のとおりです

本村が保有する公共建築物の延床面積の合計は45,650.23㎡であり、その内訳は、スポーツ・レクリエーション系施設が29.3%と最も多く、次いで文化系施設が15.1%、村営住宅11.2%、行政系施設が10.4%、学校教育系施設が9.9%と続き、この5分類で全体の約8割を占めていることがわかります。

また、計画策定時（平成28年）度と比較して、各個別施設計画と整合（精査）した結果も含めた施設の延床面積の増減は165.28㎡ほど減少しましたが、新設された施設等もあることから、全体では2,018.87㎡の増加となっています。

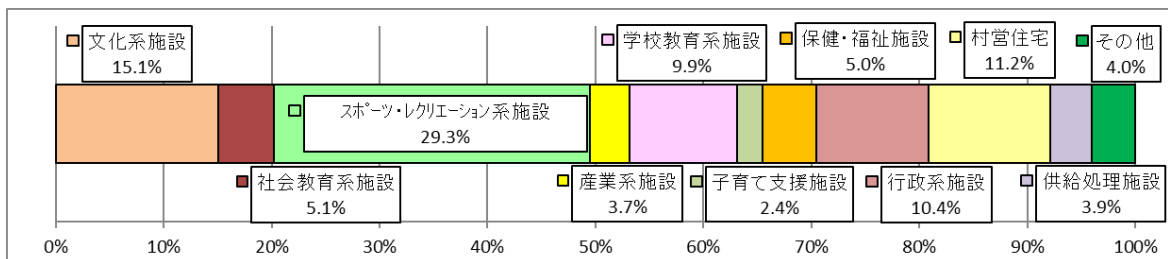
また、村民一人当たりでは17.6㎡※となっています。

※一人当たりの面積は、令和2年国勢調査人口を使用

◆ 図表 4-1 公共建築物の保有状況

大分類	中分類	延床面積(㎡)			増減の主な理由
		平成27年度(2015)	令和元年度(2019)	増減	
文化系施設	集会施設	4,615.30	4,615.30	0.00	
	文化施設	2,283.00	2,283.00	0.00	
社会教育系施設	博物館等	2,170.00	2,305.53	135.53	旅籠花屋追加。
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	4,258.00	4,258.00	0.00	
	レクリエーション施設・観光施設	9,300.57	9,135.29	△165.28	別荘4(聖高原別荘寄付分)削減。
産業系施設	産業系施設	1,698.00	1,698.00	0.00	
学校教育系施設	学校	4,501.00	4,501.00	0.00	
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	1,100.00	1,100.00	0.00	
保健・福祉施設	高齢福祉施設	1,339.00	1,339.00	0.00	
	障害福祉施設	310.00	310.00	0.00	
	その他社会保険施設	656.00	656.00	0.00	
行政系施設	庁舎等	3,419.00	3,419.00	0.00	
	消防施設	205.00	205.00	0.00	
	その他行政系施設	865.37	1,105.49	240.12	日向倉庫(旧消防車庫)、上井堀備蓄倉庫追加。
村営住宅	村営住宅	3,287.00	5,125.50	1,838.50	若者定住促進住宅建築(H27～R元)
供給処理施設	供給処理施設	1,774.15	1,774.15	0.00	
その他	その他	1,819.97	1,819.97	0.00	
合計		43,601.36	45,650.23	2,048.87	

◆ 図表 4-2 公共建築物延床面積の割合

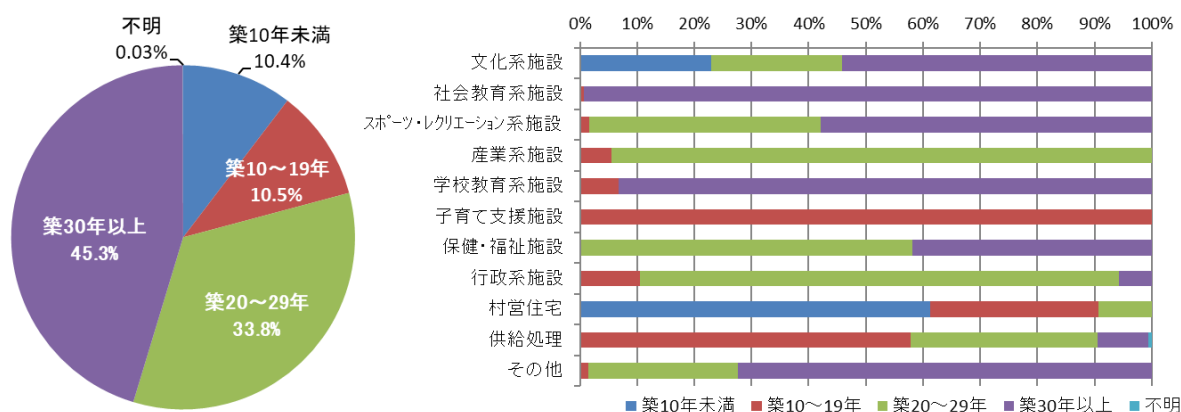


注：数字の単位未満は、四捨五入のため総数と内容の計が一致しない場合があります。

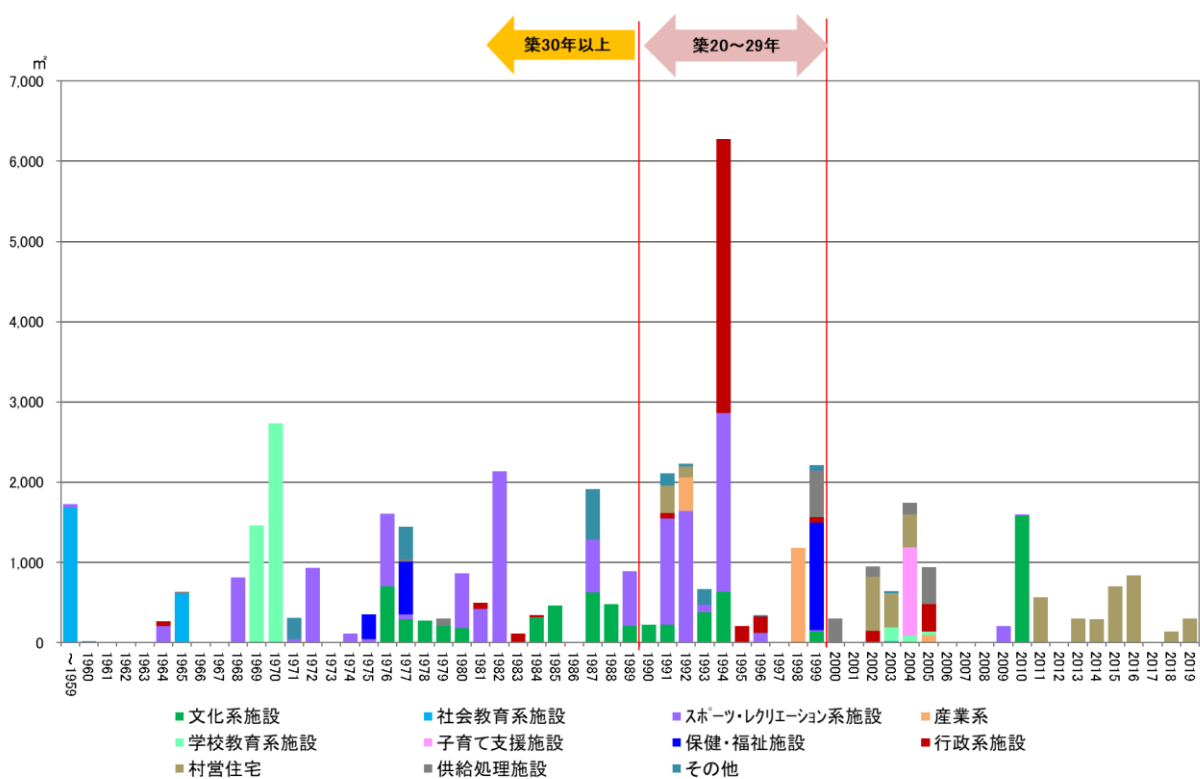
(2) 築年別整備状況

建築後、すでに30年以上経過している施設(延床面積ベース)は全体の45.3%、10年後に30年以上経過となる施設割合は79.1%となることから、今後建替えや大規模改修などの更新が必要となっています。

◆ 図表 4-3 建築年別延床面積の割合



◆ 図表 4-4 建築年次別延べ床面積の状況

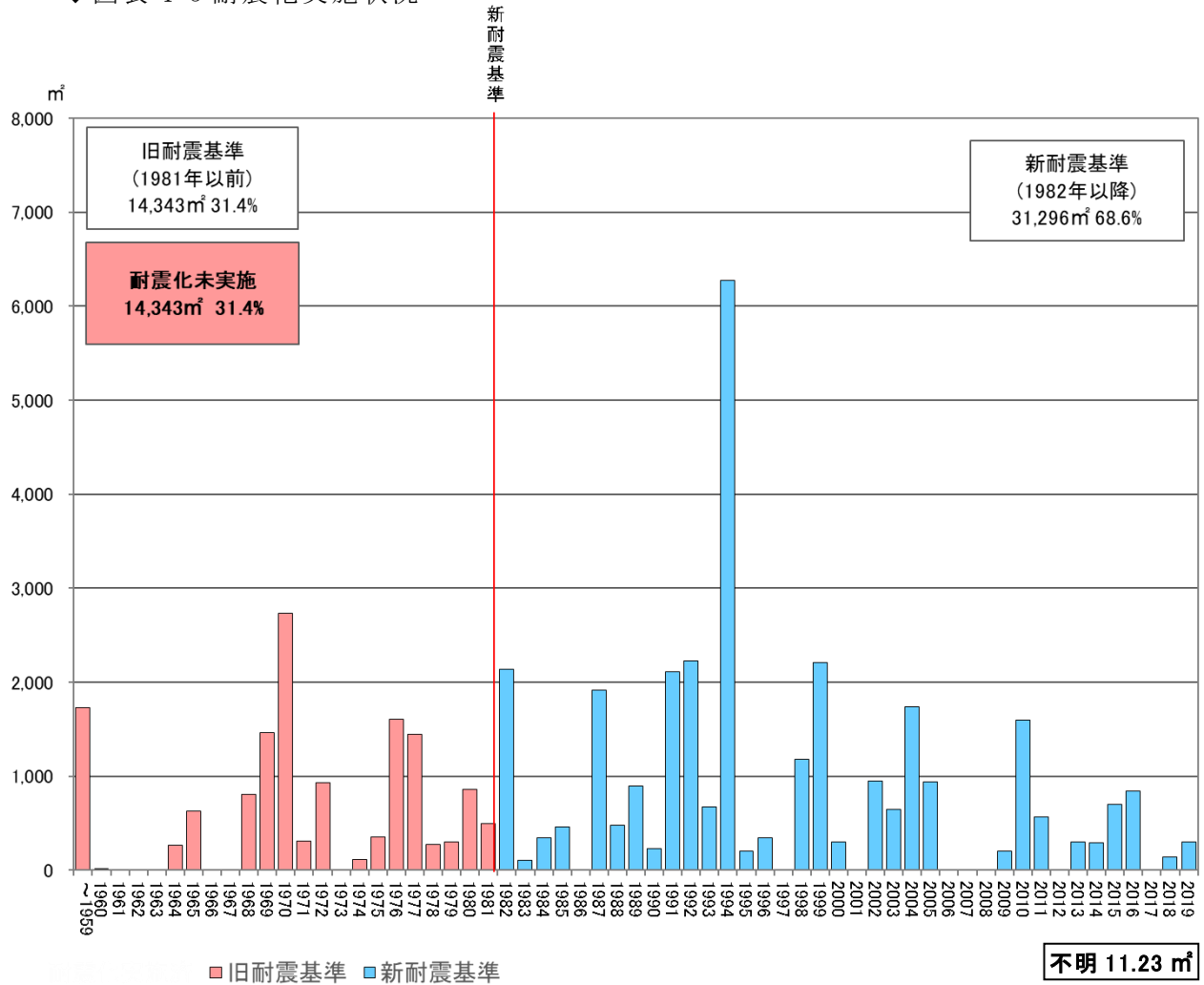


(3) 耐震化実施状況

公共建築物の耐震化の状況（延床面積ベース）は、全体の68.6%が新耐震基準による整備、残りの31.4%が昭和56年以前の旧耐震基準により建築された施設であります。

引き続き使用していく施設については、利用者の安全確保の観点から、耐震補強等を適宜行っていくことが必要となります。

◆ 図表 4-5 耐震化実施状況



2 インフラ施設の状況

(1) インフラ施設の現状

インフラ施設は、生活や産業の基盤となる公共施設で、生活や地域の経済活動を支えてきました。

本村の主なインフラ施設は、村道延長が 276.6km、橋りょうが 118 橋、上水道管路延長が 116.7km、浄水場 5 施設、ポンプ室 4 施設、配水池 14 箇所、下水道管路延長が 44.7km、処理場 2 施設、農道延長が 3.9km、農業用水路延長 97.1km、頭首工が 18 箇所、揚水機が 4 箇所、ため池が 42 箇所、林道延長が 9.6km、林道橋りょうが 2 橋となっています。

インフラ施設に関しては、時間とともに傷みが進行する状況の中では、公共建築物とは異なり、予防保全的な管理を行い、長寿命化を図りつつ継続的に利用することが重要ですが、将来的に維持補修に関する経費が増大することによる財政負担が予想されます。

◆ 図表 4-6 インフラ施設の保有状況

種別	主な施設	施設数	
		平成 27 年度 (2015)	令和元年度 (2019)
道 路	道路延長	276,222m	276,592m
	1 級村道延長	5,776m	5,791m
	2 級村道延長	25,953m	25,946m
	その他村道延長	244,493m	244,855m
橋りょう	橋りょう数	118 橋	118 橋
上 水 道	管路総延長	115,394m	116,673m
	浄水場	5 施設	5 施設
	ポンプ室	4 施設	4 施設
	配水池	14 箇所	14 箇所
下 水 道	管路総延長	44,498m	44,685m
	処理場	2 施設	2 施設
農道施設	農道延長	3,850m	3,850m
農業水利施設	水路延長	97,120m	97,120m
	頭首工	18 箇所	18 箇所
	揚水機	4 箇所	4 箇所
	ため池	43 箇所	42 箇所
林道施設	林道延長	9,514m	9,553m
	林道橋りょう数	2 橋	2 橋

3 過去に行った対策の概要

(1) 施設数の縮減

計画策定時の平成 28 (2016) 年度から令和 2 (2020) 年度にかけて、1 施設、延床面積で 165.28 m²削減しています。

◆図表 4-7 除却施設一覧

施設名称	床面積(m ²)	建築年度	対策実施年度	対策
別送 4 (聖高原別荘寄付分)	165.28 m ²	昭和 43 年度 (1968)	令和元年度 (2019)	除却

(2) 各種計画の策定

◆図表 4-8 各種計画一覧

類 型	名 称	状 況
公共建築物	麻績村公共施設個別施設計画	平成 30(2018)年度策定
	麻績村教育委員会個別施設計画	令和2(2020)年度策定
橋 り よ う	麻績村橋梁長寿命化修繕計画(第2期)	平成 30(2018)年度策定

※「ストックマネジメント(麻績アクアセンター)」、「公営住宅等長寿命化計画」を策定する予定。

4 将来の更新費用の推計

(1) 長寿命化計画策定による効果額の算出方法

各施設を耐用年数経過時に更新した場合や重大な損傷が生じてから対処する対症療法的な修繕等を実施した場合の必要コスト（単純更新）と、各長寿命化計画で策定された必要コストを比較することにより、将来に係るコストにどれだけの効果が出てくるのかを分析することができます。

長寿命化計画未策定またはコスト算定されていない長寿命化計画の種別については、単純更新と長寿命化計画の更新費用は、総務省提供ソフト（以下、「更新費用試算ソフト」という。）を利用します。

◆図表 4-9 更新費用の根拠

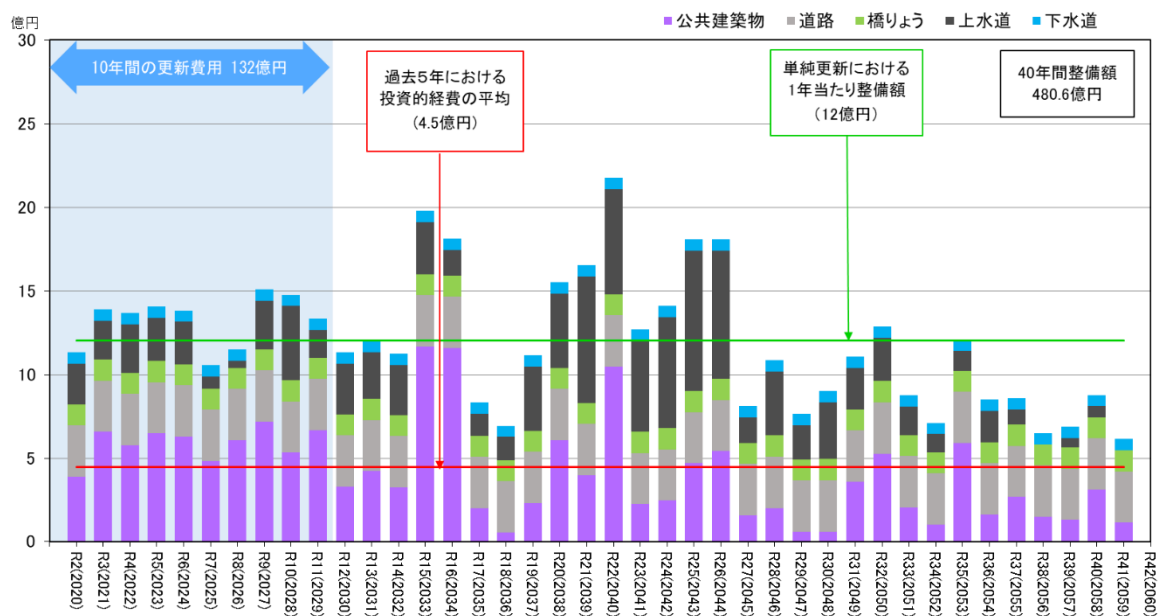
種 別		利 用 デ ー タ	
		単 純 更 新	長 寿 命 化 計 画
公共建築物	個別施設計画	個別施設計画の従来型の事業費	個別施設計画の中・長期計画の事業費
	個別施設計画対象外施設	更新費用試算ソフト	単純更新と同額
道 路		更新費用試算ソフト	単純更新と同額
橋 り ょ う		長寿命化計画の対症療法型の事業費（年平均）	長寿命化計画の予防保全型の事業費（年平均）
上 水 道		更新費用試算ソフト	水道道事業経営戦略 ※R9以降は更新費用試算ソフト
下 水 道		更新費用試算ソフト	下水道事業経営戦略 ※R9以降は更新費用試算ソフト

(2) 公共建築物及びインフラ施設の将来の更新費用の推計

ア. 将来の更新費用の推計（単純更新）

単純更新における公共施設等の今後40年間の更新費用は480.6億円、年平均で12.0億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均4.5億円と比較して2.7倍になります。

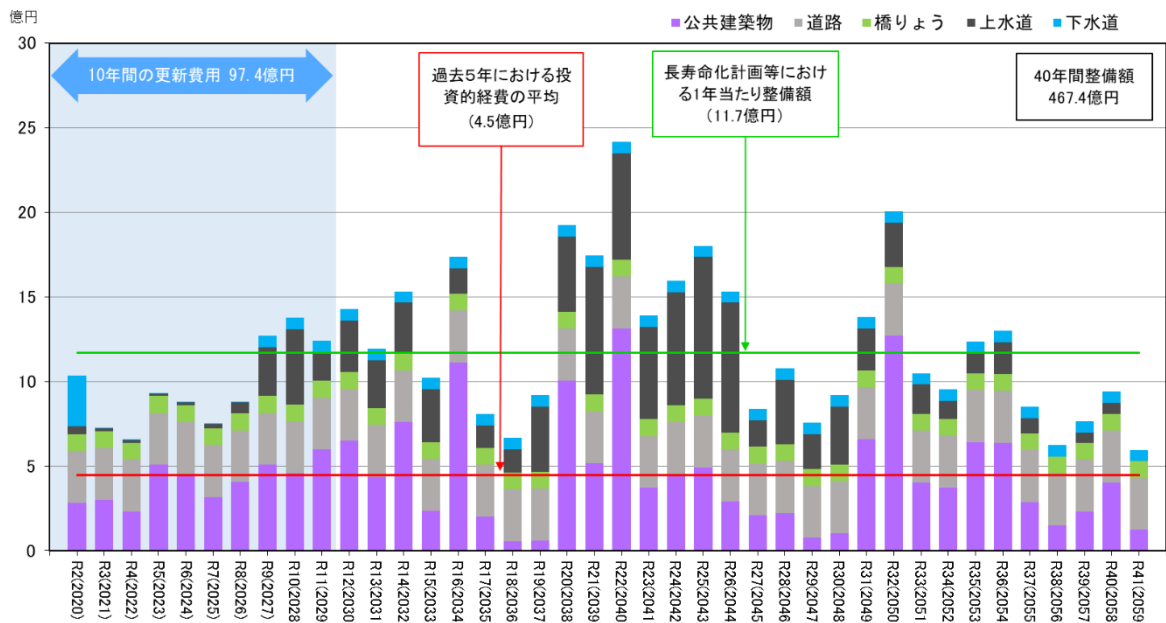
◆ 図表 4-10 将来の更新費用の推計（単純更新）



イ. 将来の更新費用の推計（長寿命化対策等）

長寿命化計画等における公共施設等の今後40年間の更新費用は467.4億円、年平均で11.7億円と試算され、これまでにかけた投資的経費の年平均4.5億円と比較して2.6倍になります。

◆ 図表 4-11 将来の更新費用の推計（長寿命化対策等）



(3) 中長期的な経費の見込み

施設の長寿命化対策等で実施した場合、今後10年間で約35億円の削減効果が見込まれます。

今後、国・県の財政支援を戦略的に活用していくことが重要になります。

また、年によって更新費用が突出して負担が集中しないよう、平準化を行うことも必要です。

◆図表 4-12 今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

(単位：百万円)

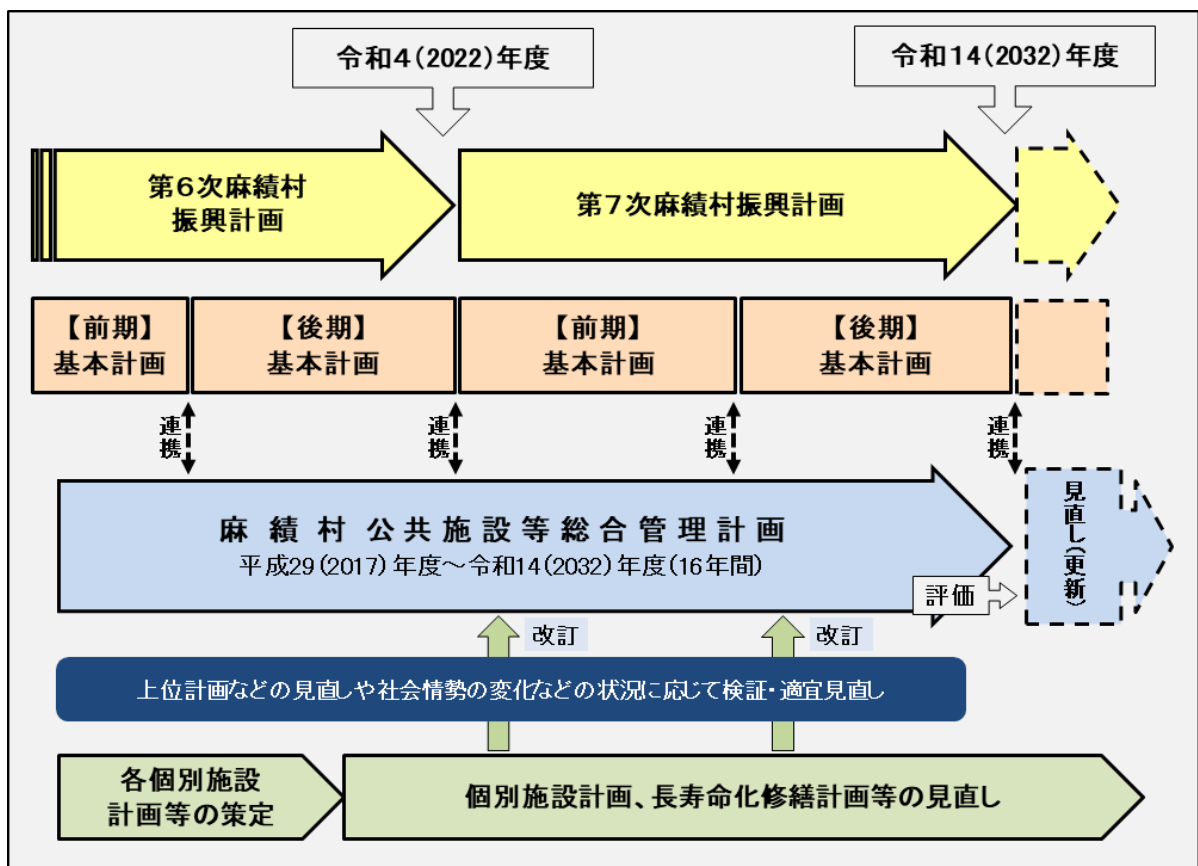
区 分		耐用年数経過時に単純更新した場合(①)	財 源 見 込 み	長寿命化計画 (②)	長寿命対策 等の効果額 (②—①)	現在要して いる経費 (過去5年平均)	
投資的 経費	普 通 会 計		地方債 国庫補助等 90~100% 充当			391	
	公共建築物	5,912		4,066	▲1,846		
	道 路	3,064		3,064	0		
	橋 り よ う	1,256		1,000	▲256		
	公 営 事 業 会 計						
	上 水 道	2,289		1,094	▲1,195		
	下 水 道	680	516	▲164	160		
	計	13,201		9,740	▲3,461	673	
維持 補修 費	普通会計	190		190		19	
	公営事業会計	240		240		24	
	計	430		430		43	
合 計		13,631		10,170	▲3,461	716	

第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間

本計画は、将来の人口の見通しや今後の社会経済情勢の変化等をもとに中長期的な視点に立って策定するものであることから、平成 29 (2017) 年度から令和 38 (2056) 年度までの 40 年間を見通しつつ、上位計画である「麻績村振興計画」などと連動しながら、向こう 16 年間 (平成 29 (2017) 年度～令和 14 (2032) 年度) を対象期間とし、本村を取り巻く社会情勢や、法令・国の施策等の推進状況等の変化を踏まえて必要に応じて見直すこととします。令和 14 (2032) 年度は、10 年間を基本的な計画期間とする「麻績村振興計画」の第 7 次計画の最終年次にあたることから、本計画においても令和 14 (2032) 年度を計画の目安として設定しました。

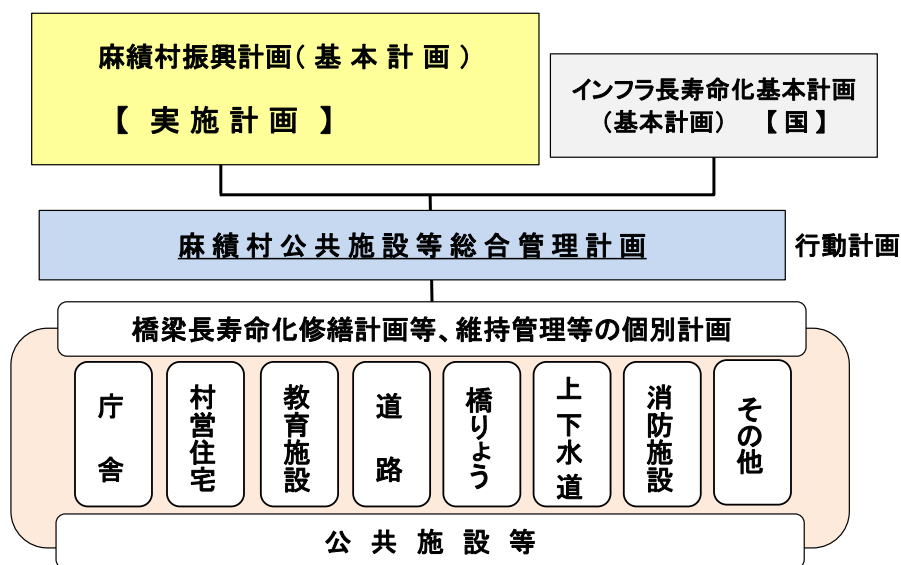
◆図表 5-1 計画期間 (麻績村振興計画との関係)



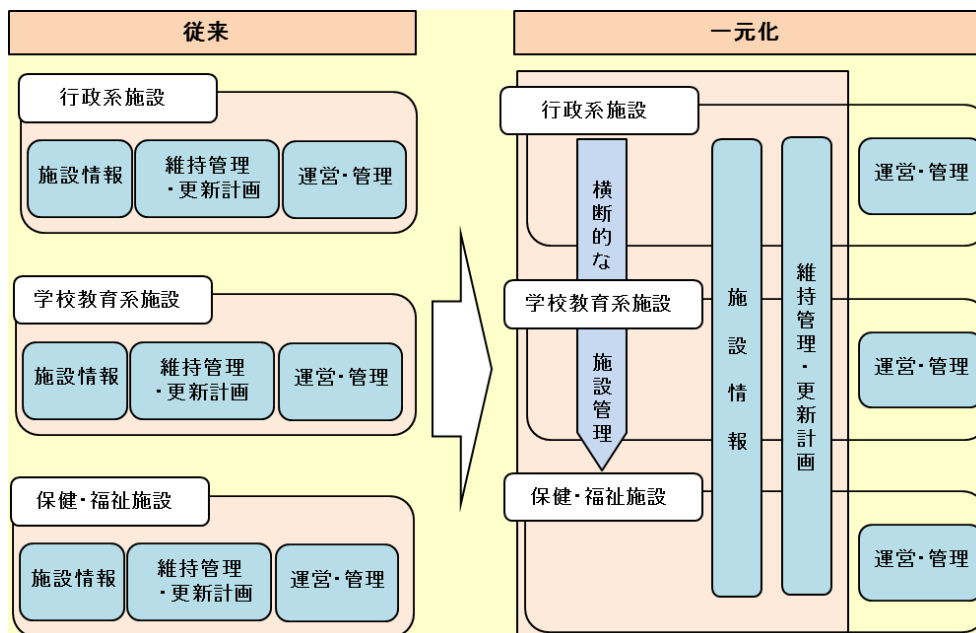
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本計画は、「麻績村振興計画」を前提とすることにより、公共施設等の現状と課題を統一的に把握し、本計画を全庁的な取り組みとしたうえで、主要な公共施設等について、施設の基礎情報や更新・改修に関する中長期の計画などのデータを一元管理するなど、公共施設等のマネジメントに必要な情報を全庁的に共有し、適正な分析・評価を行うとともに、個別施設計画の進捗管理や固定資産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めるなど、適切に維持、更新等の管理を実施することができるよう推進体制を構築します。

◆図表 5-2 全庁的な取り組みとするための本計画の位置付け



◆図表 5-3 施設管理の一元化 (イメージ)



3 現状や課題に関する基本認識

① 数量の適正性

公共施設等については、人口減少に伴い全体としては利用需要の減少が見込まれるとともに、超高齢社会の進行による人口割合の変化に伴い、必要とする公共施設等の種別・設備が変わっていくことも考えられます。

本村全体の人口が減少している中で、公共施設等の数量は、人口に比較して過大な状況が続くと考えられることから、数量を適正に保つための施策が必要となります。

② 品質の適正性

公共建築物のうち築後 30 年以上経過しているものが 45.3%、築 20～29 年が 33.8%で、10 年後には築後 30 年以上経過する施設が 7 割を超えるため、老朽化や機能の陳腐化が懸念されます。今後 20 年の間に更新時期が到来する施設が集中しますが、施設の品質を適正に保つには大規模な改修や更新が必要となります。

③ コスト（財務）の適正性

生産年齢人口の減少と高齢化により、村税の減少と扶助費の増加が予測される中、今後多くの老朽化した公共施設等が更新の時期を迎えます。

歳入の減少により、普通建設事業費に充てることのできる額も、年々減少していくことが予想されることから、施設の長寿命化や大規模改修に当たっては、今後の利用需要などその必要性を検討したうえで、施設との複合化や統廃合の視点も持ちながら、必要なサービス水準を確保しつつ、持続可能で最適な規模となるように検討を行う必要があります。

本村では、住民サービスの向上や、経費の削減等を図ってきましたが、今後も、既存施設の維持管理に当たっては、ランニングコストの縮減に努め、効果的・効率的な運営を図っていくことが必要です。

4 公共施設等の管理の数値目標

(1) 公共建築物保有量の縮減目標

人口の減少が予測される中で、現在ある施設を将来も同規模で保持した場合、人口一人当たりが負担する施設の維持更新費は現在以上に増加することになります。

人口一人当たりの負担をこれ以上増やさないためには、維持管理コストの効率化だけでなく、人口の減少に見合った分だけ施設の総量（延床面積）を減らす必要があります。

効率的かつ効果的な管理運営に努めながら、持続可能な公共施設マネジメントを推進するための指標として、計画期間における公共建築物の延床面積の縮減に関する数値目標を、「麻績村人口ビジョン」の推計人口（社人研推計（パターン1））を参考に設定することとします。

本村の令和 2 年国勢調査人口は 2,593 人、保有する公共建築物の延床面積の合計は 45,650.23 m²であり、公共建築物の人口一人当たりの延床面積は 17.6 m²となっています。本村と同規模の人口である全国自治体（2～3 千人規模）の人口一人当たりの平均公共建築物の延床面積（平成 24 年（2012 年）公表）は 19.0 m²であり、施設保有量としては全国平均を下回っています。しかし、令和 14 年度の推計人口（直

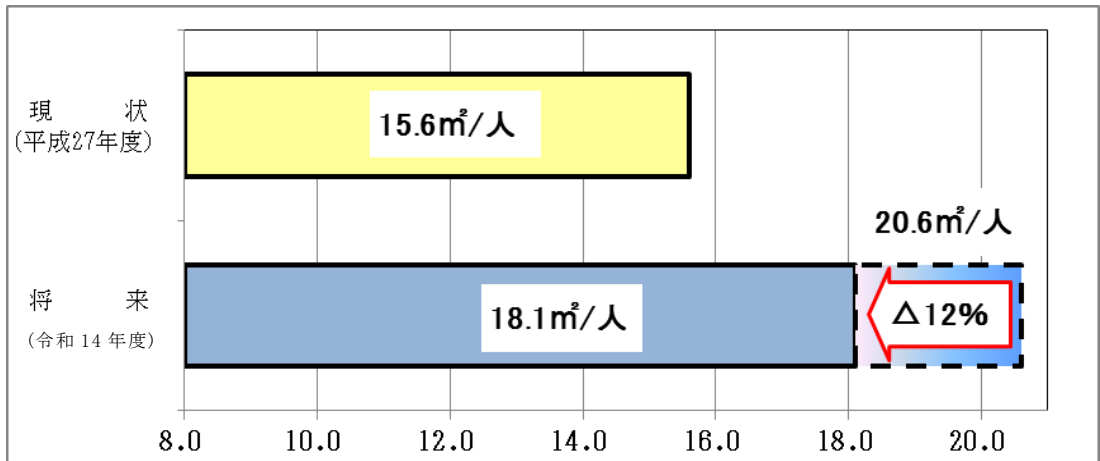
近の令和 12 年（2030 年）人口）では 2,118 人に減少し、人口一人当たりの延床面積は 20.6 m²となり、人口一人当たり 5.0 m²の増加となる見込みです。

将来的に一人当たりが負担する施設の維持更新費を抑制するため、施設総量（延床面積）を段階的に削減します。

具体的には、推計人口一人当たりの延床面積が 5.0 m²増加する見込みであるところ、一人当たり 2.5 m²の増加（増加率 50%抑制）にとどめ、令和 12 年（2030 年）における人口一人当たりの延床面積を 18.1 m²とすることを目指します。そのため、本村が所有する施設総量（延床面積）を、令和 12 年までに約 12%削減することを目指します。

**施設保有量を今後16年間（令和14年度まで）で
12%削減を目指します。
（延床面積ベースで約5,000m²（平成27年度比）を削減）**

◆ 図表 5-4 村民一人当たりの延床面積



「人口一人当たりの公共建築物延床面積」
 $18.1 \text{ m}^2 \text{ (令和 14 年度目標)} / 20.6 \text{ m}^2 \text{ (令和 14 年度推計)} - 1 = \Delta 0.121$
($\div 12\%$ 削減)
※令和 14 年度人口は、「麻績村人口ビジョン」の計画期間最終年度に近い令和 12 年の推計人口(社人研推計 (パターン 1))を使用

(2) インフラ施設

インフラ施設については、現在の道路や橋りょう、上・下水道管などを廃止し、総量の縮減や廃止を行うことは困難であり、現実的ではありません。

今後も、新たな宅地等の開発などにより、必要に応じて新規整備をしていく必要はありますが、これまで整備してきたインフラ施設において「長寿命化修繕計画」を策定するなどし、計画的に点検、修繕を実施していくことで長寿命化を図り、更新サイクルを伸ばすことにより、維持管理のトータルコストを縮減します。

5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本村の現状を認識した上で、計画的な公共施設等の管理のために、更新・統廃合・長寿命化などの基本的な考え方を示します。

今後も必要な施設については、更新して維持管理を図り、機能を集約できる施設については統合するなどして、効率的に行政サービスを提供します。

(1) 点検・診断等の実施方針

点検・整備については、日常点検と定期・臨時点検で実施し、その点検履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かすため、全庁で情報を共有するための方法や、点検・整備に関する担当部署を置くことなどを検討します。

診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う(事後保全)のではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、トータルコストの縮減を図ります。

更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、むらづくりとの整合性を保ち、公共施設等のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。

施設の取り壊しに際しては、優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費等の削減、平準化を図るようにします。

また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かします。

その他、施設の整備、維持管理等の運営については、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PPP/PFIなどの民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することも検討します。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、利用、効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、危険の除去により安全の確保に努めます。

また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用、効用等の低い公共施設等については、取り壊し等を視野に入れて安全の確保を図ります。

(4) 耐震化の実施方針

耐震化未実施施設については、本計画の安全確保の実施方針に基づき、利用、効用等の高い施設については、利用者の安全性の確保及び災害時において、的確に機能を発揮できるよう、計画的に防災・耐震性能等の向上を進めます。

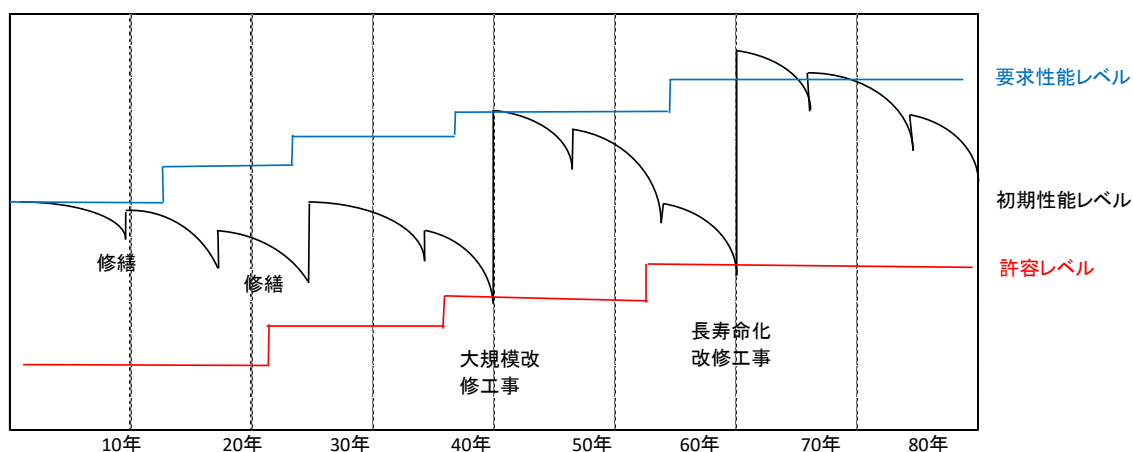
耐震化未実施の施設については、築後30年以上経過している老朽施設でもあり、耐震化とともに長寿命化を行う必要があるため、耐震補強は慎重に検討を行いつつ、耐震性のある既存建物への機能移転や更新による耐震化も視野に入れ検討します。

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設等については、診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理等を計画的に実施し、健康な状況に保ちます。更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事により不具合箇所を是正するなど、予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。

また、インフラ施設の橋りょうについては、既に策定済みの「麻績村橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については、本計画に準じたうえで、必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定することを検討します。

◆図表 5-5 長寿命化における経過年数と機能・性能(イメージ)



(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の改修や更新等を行う際には、住民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、誰もが安全・安心で快適に利用できるよう、トイレの洋式化や多言語表記案内施設の整備など、公共施設等の質を向上させるため、ユニバーサルデザイン化を推進します。

また、既存施設等についても利用実態等を踏まえ、適宜、導入を検討します。

(7) 統合や廃止の推進方針

村内には、老朽化した施設や課題を抱える公共施設等があります。将来の公共施設等のあり方を検討する中で、施設の移転統合、用途変更、用途廃止も含め、総合的にシミュレーションし、村の将来を見据えた公共施設等の有効利用を図るための、利用再編計画を進めます。

公共施設等の統合や廃止については、利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、積極的に既存施設の有効活用及び売却等を行い、可能な限り新規の施設整備は抑制することとし、施設再編や国・県及び民間施設の利用・合築等を視野に入れ、複合化等による機能維持を図りながら施設総量の縮減を目指します。

なお、統合・廃止により余剰となった施設については、取り壊しを行い、安全面の確保や景観の確保及び事業費等の削減、平準化を図るようにします。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「麻績村振興計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることで、所管課をはじめとして企画、財政(予算)等の各課において情報を共有し、関係課との調整を図りつつ、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するために、全庁横断的な推進体制を構築します。また、必要に応じて職員研修を行うなどして、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めます。

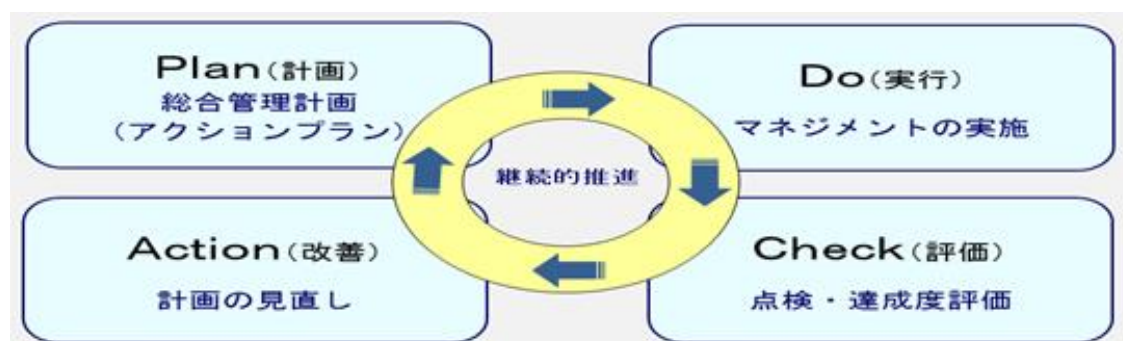
計画の実施はむらづくりのあり方に関わることから、村民、有識者、議会との情報の共有化により、意見の反映を図ります。

6 フォローアップの実施方針

本計画は、「麻績村振興計画」の実施計画を本計画の策定の前提とすることから、基本計画の更新等に合わせ、本計画の進捗状況等についてP D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用するなどし、随時フォローアップを行います。

なお、本計画は長期的な取り組みとなるため、国の制度変更や社会経済情勢の変化など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行うとともに、議会への報告やホームページへの掲載により村民へ公表します。

◆図表 5-6 P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクル(イメージ)



第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

基本方針に基づき、施設類型ごとの管理に関する基本的な方向性を定めます。

◆図表 6-1 施設の保有状況

大分類	中分類	延床面積 (㎡)	主な施設
文化系施設	集会施設	4,615.30	集会施設、公民館
	文化施設	2,283.00	地域交流センター等
社会教育系施設	博物館等	2,305.53	旧麻績小学校北校舎、聖博物館等
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	4,258.00	総合体育館、室内ゲートボール場等
	レクリエーション施設・観光施設	9,135.29	聖高原別荘寄付分、シェーンガルテンおみ等
産業系施設	産業系施設	1,698.00	農産物加工施設等
学校教育系施設	学校	4,501.00	麻績小学校教室棟、体育館等
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	1,100.00	麻績保育園
保健・福祉施設	高齢福祉施設	1,339.00	デイサービスセンターみづき
	障害福祉施設	310.00	福祉企業センター
	その他社会保険施設	656.00	福祉センター
行政系施設	庁舎等	3,419.00	役場庁舎保健センター
	消防施設	205.00	消防棟
	その他行政系施設	1,105.49	聖高原地場産業流通施設倉庫、明治町倉庫(村)等
村営住宅	村営住宅	5,125.50	若者定住促進住宅等
供給処理施設	供給処理施設	1,774.15	アクアセンター、地域循環型堆肥化施設、浄水場等
その他	その他	1,819.97	就業施設、総合運動場(管理棟)等
合計		45,650.23	

1 主な施設類型ごとの方向性

(1) 文化系施設

本村では、各地域に集会施設や公民館等を保有しています。

◆図表 6-2 公共建築物（文化系施設）の保有状況

文化系施設					
区 分	集会施設	施設数	24 施設	延床面積	4,615.30 ㎡
対象施設	高地区農業生活改善施設、桑関公民館、上井堀公民館、野田沢公民館、真米公民館、西麻績（坊平）公民館、市野川公民館、桂公民館、中芝公民館、野口公民館、桑山中央（中沢）公民館、女淵・砂原集会施設、矢倉集会施設、上町集会施設、西之久保集会施設、宮本集会施設、根尾公民館、明治町集会施設、叶里・高畑集会施設、下井堀集会施設、天王集会施設、本町集会施設、梶浦集会施設、和合・下田公民館				
区 分	文化施設	施設数	2 施設	延床面積	2,283.00 ㎡
対象施設	第二公民館、地域交流センター				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行います。 第二公民館については昭和 56 年以前の旧耐震基準で建設されていることから、耐震化について数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努め、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施します。</p> <p>【安全確保の実施方針】 各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保を図ります。 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化に取り組めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 住民のサービス水準の低下を招かない取り組みを最優先とし、老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設については、施設の複合化・集約化・面積の縮減や廃止等を検討します。</p>					

(2) 社会教育系施設

社会教育系施設として本村には、旧麻績小学校北校舎、聖博物館、旧瀬戸屋、旅籠花屋を保有しています。

◆図表 6-3 公共建築物（社会教育系施設）の保有状況

社会教育系施設					
区 分	博物館等	施設数	4 施設	延床面積	2,305.53 m ²
対象施設	旧麻績小学校北校舎、聖博物館、旧瀬戸屋、旅籠花屋				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化に活かします。</p> <p>いずれも昭和 56 年以前の旧耐震基準で建設された施設のため、耐震化について数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努め、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>明治～昭和 40 年代までに建てられた施設であることから、今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施します。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】</p> <p>すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化に取り組めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p> <p>施設の効果的な運営を図るため、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。</p>					

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ施設としてマレットゴルフ場、室内ゲートボール場、総合体育館、聖高原スキー場及び聖体育館を保有しています。総合体育館及び聖体育館は、建設されてから30年以上が経過しているため、大規模な修繕が必要になると考えられます。

またレクリエーション施設・観光施設としてシェーンガルテンおみなどを保有しています。施設の多くは建設されてから20年以上が経過しているため、今後10年以内に大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-4 公共建築物（スポーツ・レクリエーション系施設）の保有状況

スポーツ・レクリエーション系施設					
区分	スポーツ施設	施設数	5施設	延床面積	4,258.00 m ²
対象施設	マレットゴルフ場、室内ゲートボール場、総合体育館、聖高原スキー場、聖体育館				
区分	レクリエーション施設・観光施設	施設数	19施設	延床面積	9,135.29 m ²
対象施設	聖高原観光案内センター、観光交流施設（聖食堂）、聖ボートハウス、聖キャンプ場、聖高原展望台、聖高原休憩施設、聖高原ホテル、聖レイクサイド館、聖湖畔事務所、聖川島記念館、信濃観月苑、シェーンガルテンおみ、聖高原別荘寄付分、観光案内所兼農産物直売施設				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かします。 総合体育館、聖体育館、聖高原ホテルの一部、聖川島記念館、別荘7棟については昭和56年以前の旧耐震基準で建設されているため、耐震化について数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努め、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 今後建替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施します。</p> <p>【安全確保の実施方針】 各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように、安全の確保を図ります。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化に取り組めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】</p>					

利用実績が減少している施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。

(4) 産業系施設

産業系施設として農産物加工施設、大峠農村公園活性化センターの2施設を保有しています。農産物加工施設は建設後20年以上が経過しているため、今後10年の内に大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆ 図表 6-5 公共建築物（産業系施設の保有状況）

産業系施設					
区分	産業系施設	施設数	2施設	延床面積	1,698.00 m ²
対象施設	農産物加工施設、大峠農村公園活性化センター				
<p>● 管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化に活かします。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を図り、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施します。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。</p> <p>【安全確保の実施方針】 各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化に取り組めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 利用実績が減少している施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設のあり方を検討することも考えられます。</p>					

(5) 学校教育系施設、子育て支援施設

本村は、小学校、保育園を各1施設保有しています。小学校については、建設されてから30年以上が経過しているため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-6 公共建築物（学校教育系施設、子育て支援施設）の保有状況

学校教育系施設					
区分	学校	施設数	1施設	延床面積	4,501.00 m ²
対象施設	麻績小学校(教室棟、体育館、給食棟等)				
子育て支援施設					
区分	幼稚園・保育園・こども園	施設数	1施設	延床面積	1,100.00 m ²
対象施設	麻績保育園				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握し、適時修繕を行います。 児童、園児の安全・安心な環境の確保と、災害時における地域の核となる施設としての機能確保を行うため、施設の耐震化を優先的に進めます。 昭和56年以前の旧耐震基準で建設された施設は、小学校（一部建物を除く）で、耐震化について数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努め、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 小学校施設は、大規模な改修が必要になることが見込まれます。今後も継続的に利用していくため、適切な維持管理、適時修繕を行い、計画的に一定規模の改修や更新を図ります。</p> <p>【安全確保の実施方針】 小学校施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。 児童、園児の安全な環境を維持することを第一優先として、必要に応じた施設改修・修繕を行います。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化に取り組めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 小学校の学校施設については、少子化により児童数が減少してきていることから、将来の施設の在り方を検討することが考えられます。</p>					

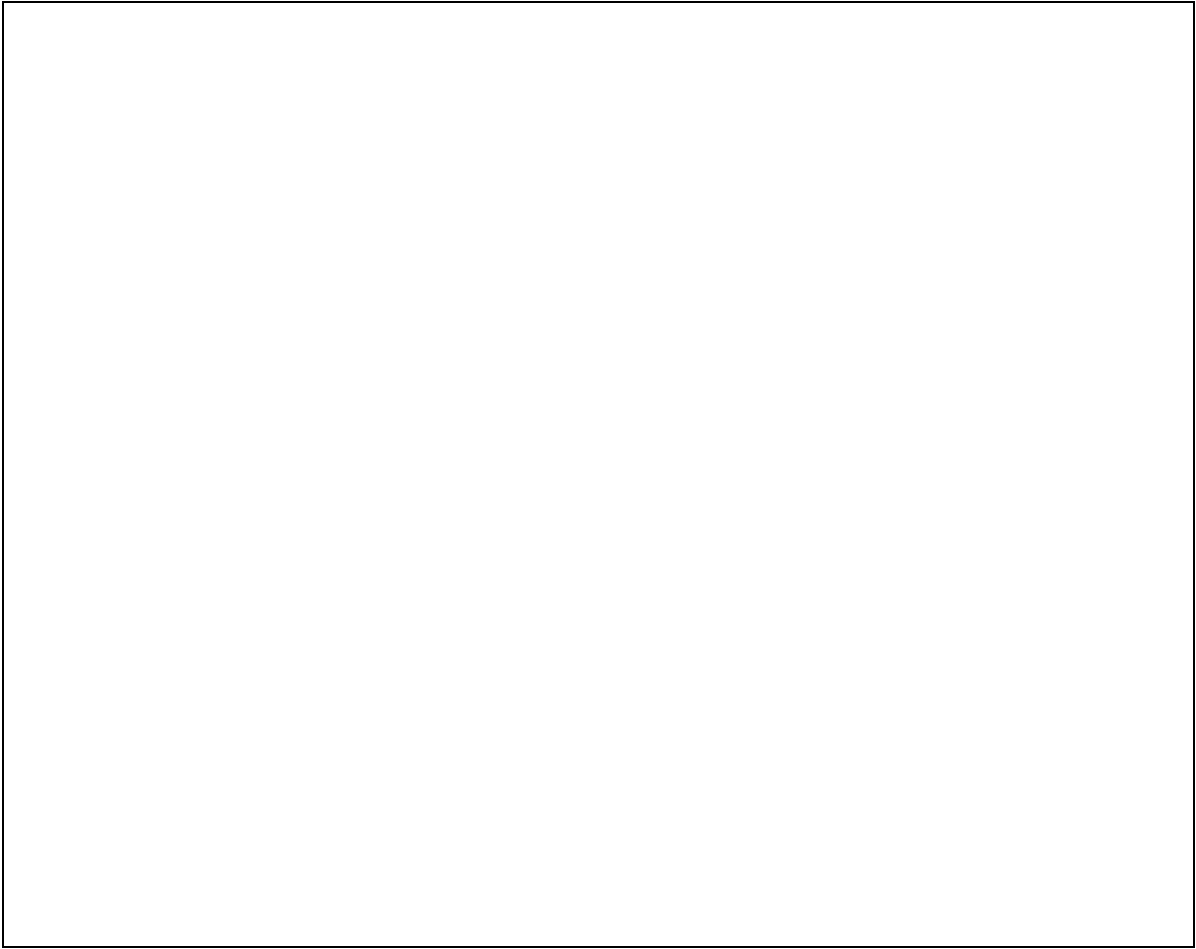
(6) 保健・福祉施設

本村では、高齢福祉施設、障害福祉施設、その他社会保険施設を各1施設保有しています。

福祉企業センター及び福祉センターについては、建設されてから30年以上が経過しているため、今後大規模な修繕が必要になると考えられます。

◆図表 6-7 公共建築物（保健・福祉施設）の保有状況

保健・福祉施設					
区分	高齢福祉施設	施設数	1施設	延床面積	1,339.00 m ²
対象施設	デイサービスセンターみづき				
区分	障害福祉施設	施設数	1施設	延床面積	310.00 m ²
対象施設	福祉企業センター				
区分	その他社会保険施設	施設数	1施設	延床面積	656.00 m ²
対象施設	福祉センター				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 高齢者が安全、安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かします。 昭和56年以前の旧耐震基準で建設された施設は、福祉企業センター、福祉センターで、耐震化について数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努め、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検及び診断等の結果に基づいて、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施します。また、更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。</p> <p>【安全確保の実施方針】 各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化に取り組めます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 各施設とも指定管理者制度による運営の継続等、今後の管理・運営方法について検討を進めます。</p>					



(7) 行政系施設

庁舎等の行政系施設は、今後も、予防保全型維持管理の視点に立って、施設の長寿命化に努めます。

◆図表 6-8 公共建築物（行政系施設）の保有状況

行政系施設					
区分	庁舎等	施設数	1 施設	延床面積	3,419.00 ㎡
対象施設	役場庁舎保健センター				
区分	消防施設	施設数	1 施設	延床面積	205.00 ㎡
対象施設	消防棟				
区分	その他行政系施設	施設数	13 施設	延床面積	1,105.49 ㎡
対象施設	スカイライダー倉庫、聖高原地場産業流通施設倉庫、非常用資材倉庫、明治町倉庫（村）、明治町倉庫（小学校）、叶里倉庫（旧住宅）、日向倉庫（農協日向倉庫）、本町書庫、自動車車庫（商工会）、日向バス等車庫、村営バス休憩所、日向倉庫（旧消防車庫）、上井堀備蓄倉庫				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 計画的に点検や劣化診断を行う（予防保全）ことで、施設の長寿命化を図ります。消防団詰所は、災害時にその機能を果たせるよう、随時点検を行います。</p> <p>昭和 56 年以前の旧耐震基準で建設された施設は、本町書庫、叶里倉庫（旧住宅）で、耐震化について数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努め、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化に努めます。</p> <p>【安全確保の実施方針】 各施設の危険箇所等を把握し、安全性の確保に努めます。 点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。</p> <p>【長寿命化の実施方針】 点検や診断結果等に基づき、予防保全型の維持管理、修繕を行うことで、施設の長寿命化に取り組みます。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化に取り組めます。</p>					

【統合や廃止の推進方針】

今後、各消防詰所のあり方について検討します。

(8) 村営住宅

本村が管理する村営住宅のうち、建設されてから 20 年以上が経過しているものは、今後 10 年の内に大規模な修繕あるいは建替えが必要になると考えられます。

◆図表 6-9 公共建築物（村営住宅）の保有状況

村営住宅					
区 分	村営住宅	施設数	57 施設	延床面積	5,125.50 ㎡
対象施設	村営住宅、天王第二住宅、特定公共賃貸住宅、若者定住促進住宅				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】</p> <p>住宅の延命を図るため、定期的に必要な点検・診断や修繕を実施します。また、点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策等に活かします。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】</p> <p>点検の結果を踏まえ、早期の段階に予防的な修繕を実施することで、既存ストックの適正な維持管理に努めるとともに、修繕等の履歴を集積・蓄積し、老朽化対策等に活かします。</p> <p>【安全確保の実施方針】</p> <p>点検結果に基づく修繕においては、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。</p> <p>【長寿命化の実施方針】</p> <p>予防保全型維持管理及び耐久性の向上等を図るため、老朽化が進む前に予防保全を実施し、既存ストックの改善を進めます。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】</p> <p>すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化に取り組めます。</p> <p>【統合等推進方針】</p> <p>老朽化が著しく耐震性を確保できない住宅については、計画的に取り壊し、建替えを実施することにより、安全で安心な村営住宅の供給を推進します。</p> <p>なお、今後 10 年以内に建築後 30 年を経過する村営住宅は、計画的に住宅改修や建替えを検討します。</p>					

(9) その他（供給処理施設含む）

その他の施設については、施設の利用状況や設置目的、維持管理コスト等を総合的に考慮し、廃止・統合の是非や施設のあり方を検討します。

◆図表 6-10 公共建築物（その他）の保有状況

その他（供給処理施設含む）					
区分	供給処理施設	施設数	26 施設	延床面積	1,774.15 m ²
対象施設	地域循環型堆肥化施設、北山浄水場、矢倉浄水場、市野川浄水場、高浄水場、聖浄水場、聖ポンプ室、伊勢宮ポンプ室、矢倉ポンプ室、川原ポンプ室、麻績アクアセンター、桑山アクアセンター、配水池 14 箇所				
区分	その他施設	施設数	15 施設	延床面積	1,819.97 m ²
対象施設	小学校校長住宅、天王教員住宅 1・2、総合運動場 管理棟、薬師公園 公衆トイレ、矢倉公園 公衆トイレ、聖湖東側 公衆トイレ、キャンプ場下 公衆トイレ、レイクサイド館横 公衆トイレ、聖グランド更衣室、聖テニスコート更衣室、就業施設、駅前 公衆トイレ、旧植原病院、聖高原貸別荘				
<p>●管理に関する基本的な考え方</p> <p>【点検・診断及び耐震化の実施方針】 今後も継続的に使用する施設については、計画的に施設の点検・診断を行い、施設の状況を把握します。 小規模で簡易な建物については、耐震化は行わず必要最小限の点検管理をすることとします。</p> <p>【維持管理・修繕・更新等の実施方針】 点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行います。更新等については、施設の必要性や需要を考慮します。</p> <p>【安全確保の実施方針】 今後も維持していく施設は、施設の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を行います。 また、老朽化が著しい施設については、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を図ります。</p> <p>【ユニバーサルデザイン化の推進方針】 すべての人が安心して利用できるよう、施設の現状や利用状況、ニーズに合わせたユニバーサルデザイン化に取り組みます。</p> <p>【統合や廃止の推進方針】 老朽化が著しく耐震性を確保できない施設については、計画的に取り壊し、建替えを実施することにより、安全で安心な施設の供給を推進します。 その他、各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、実施します。</p>					

(10) インフラ施設

ア. 道路

本村における村道の総延長は276,592m、舗装率は61.7%です。

道路は、村民の日常生活や経済活動を行うための基盤となるものであることから、今後も継続的に道路拡幅などの改良の実施や、道路パトロールを強化し、道路の劣化状況等を速やかに把握できる体制を整えることが重要です。

長期にわたり、道路利用者等が安全・安心に通行できるよう、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路の状態や劣化予測等を把握するため、国等が示す「基準」「要領」などを踏まえ、適切な点検・診断や補修を実施します。また、道路パトロール等の日常点検により、道路施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録し、次の点検・診断等に活用します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行います。修繕、更新については、道路構造令に基づく技術基準等を適用するとともに、今後、国土交通省から新たに示される各基準類の適用を図っていくものとします。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、道路利用者等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

イ. 橋りょう

橋りょうについては、将来大幅な更新費用の増加が予測されるため、「麻績村橋梁長寿命化修繕計画（第2期）」を適切に推進することで、ライフサイクルコストの縮減・平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断及び耐震化の実施方針】

道路法施行規則及び告示に基づき、5年に1回の頻度で近接目視による定期点検を実施し、健全性を診断します。地域の孤立を防ぐため、避難路となる道路に架かる橋りょうの耐震対策を進めます。

また、日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

予防保全型維持管理の対象施設を拡大し、「麻績村橋梁長寿命化修繕計画（第2期）」等に基づく計画的な修繕・更新を実施します。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等により、利用者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止め等の必要な措置を講じ、安全を確保します。

【長寿命化の実施方針】

「麻績村橋梁長寿命化修繕計画（第2期）」に基づく計画的な修繕と更新を行い、長寿命化を図ります。

【統合や廃止の推進方針】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要に応じて廃止等を検討します。

ウ. 上・下水道

上下水道は、これまで適宜修繕・更新を行いながら、施設の維持管理・改良を行いました。本村の上下水道施設は、耐用年数を考慮すると、今後本格的な更新時期を迎えることとなります。このため、今後も継続的に安定したサービスを提供するため、計画的な維持管理の実施による施設及び管路等の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常点検により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

また、重要給水施設までの配水管の耐震化を積極的に推進します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

管体調査や漏水実績のデータ蓄積により、布設管路の劣化状況の把握に努め、修繕・改良工事を実施します。

また、管路更新の優先順位を付けることにより、事業量平準化に反映していくこととしています。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

エ. 農道・林道・林道橋りょう

農林業の生産性の向上や農用地及び森林の適切な管理を図るため、日常的な点検や巡回などにより施設の状況を把握し、損傷が軽微な段階で修繕するなどの適切な維持管理や、適時・適切な保全対策が必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常的なパトロール及び定期的な点検・診断を実施することにより、施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検結果や診断結果に基づいた、予防保全型の維持管理を実施することで、施設の長寿命化を図ります。

修繕・改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにしていきます。

【安全確保の実施方針】

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

【統合・廃止】

施設等の利用状況や社会的影響等を踏まえ、必要性が認められない路線は廃止を検討します。

オ. 農業水利施設

頭首工・水路・揚水機・ため池は、農業水利施設として重要であることから、老朽化等の状況を把握した上で、施設の状況に応じた適正な維持管理や、適時・適切な保全対策が必要です。

●管理に関する基本的な考え方

【点検・診断の実施方針】

日常点検、定期的な機能診断により施設の状況把握に努めるとともに、点検結果や診断結果を記録します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

機能診断結果に基づいた、施設の機能を継続的に監視し、補修、補強等による適時・適切な保全対策を実施することで、施設の長寿命化を図ります。

修繕・改修工事を行う場合は、計画的に実施することにより削減効果を生み出せるようにしていきます。

【安全確保の実施方針】

施設利用者に対する安全誘導の視点から施設を維持していきます。

点検等により、安全性に支障を来すと判断された場合には、緊急的な修繕を実施するなど必要な措置を講じます。

麻績村公共施設等総合管理計画

令和4年3月

発行者 長野県東筑摩郡麻績村
〒399-7701
長野県東筑摩郡麻績村麻 3837 番地
TEL 0263-67-3001（代表）